

一〇 社会

I 災害

三七一 大谷堤決壊田畑水損引方帳

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 享和元年(一八〇一)の大谷堤決壊による田畑  
取調帳である。冠水による被害を調べ、年貢を免除したも  
ので、相当広範囲にわたった水害と推測される。

(表紙)

享和元年

大谷堤切候節水損御引方帳

西九月

庄屋  
甚兵衛

一ノ井  
一下田壹反三畝歩

八左衛門

高壹石五斗六升

皆無八ヶ年不引

同所  
一中田九畝廿五歩

同 人

高壹石貳斗八升五勺

皆無五ヶ年引

同所  
一中田九畝廿六歩

同 人

高壹石貳斗八升五勺

内壹畝五ヶ年引

高壹斗三升

三反田  
一中田壹反六歩

徳左衛門

高壹石三斗貳升六合

内貳畝歩

高貳斗六升

当不引

二王堂  
一中田六畝廿壹步

高八斗七升六合

内壹畝步

高壹斗三升

同所  
一中田壹反貳畝步

高壹石五斗六升

内四畝步

高五斗貳升

同所  
一中田壹反三畝拾五步

高壹石七斗五升五合

内七畝步

高九斗壹升

内三畝步

高三斗九升

同所  
一中田壹反三畝拾五步

高壹石七斗五升五合

内壹反步

高壹石三斗

二王堂  
一中田壹反三畝步

八左衛門

当不引

傳左衛門

当不引

孫市

孫七

二ヶ年不引

孫市

市郎右衛門

三ヶ年引

藤七

高壹石六斗九升

内七畝步

高九斗壹升

同所  
一中田壹反壹畝步

高壹石四斗三升

皆無

同所  
一中田壹反壹畝步

高壹石四斗三升

皆無

同所  
一中田壹反壹畝步

高壹石四斗三升

内六畝步

高七斗八升

二王堂  
一下田壹反步

高壹石貳斗

内貳畝步

高貳斗四升

柳坪  
一中田五畝拾五步

高七斗壹升五合

二ヶ年引

角右衛門

五ヶ年不引

八左衛門

五ヶ年引

善助

三ヶ年引

八左衛門

当不引

角右衛門

内三畝歩

高三斗九升

当不引

同所  
一中田壹反壹畝歩

幾 助

高壹石四斗三升

内壹畝歩

高壹斗三升

当不引

同所  
一中田壹反拾歩

唯 助

高壹石三斗四升三合五勺

内壹畝歩

高壹斗三升

当不引

柳坪  
一中田壹反拾歩

徳 兵 衛

高壹石三斗四升貳合

内壹畝歩

高壹斗三升

当不引

同所  
一中田壹反壹畝歩

吉 左 衛 門

高壹石四斗三升

内三畝歩

高五斗九升

当不引

同所  
一下田壹反廿歩

平 藏

高壹石貳斗八升

内壹畝歩

同所  
高壹斗貳升

当不引

同所  
一中田壹反廿歩

清 四 郎

高壹石三斗八升七合

内壹畝歩

同所  
高壹斗三升

当不引

同所  
一中田壹反拾八歩

甚 七

高壹石三斗七升七合

内三畝歩

同所  
高三斗九升

当不引

同所  
一中田貳反壹畝貳歩

才 三 郎

高貳石七斗七升三合

内五畝歩

洲原橋  
高六斗五升

当不引

麻生  
一中田壹反五畝廿四歩

久 左 衛 門

高貳石五升三合

内三畝歩

高三斗九升

当不引

|                 |      |
|-----------------|------|
| 同所<br>一中田七畝拾歩   | 才三郎  |
| 高九斗五升式合         |      |
| 内式畝歩            |      |
| 高式斗六升           | 当不引  |
| 洲原橋<br>一中田壹反六畝歩 | 八左衛門 |
| 高式石八升           | 又三郎  |
| 内式畝歩            |      |
| 高式斗六升           | 当不引  |
| 同所<br>一中田八畝歩    | 久七   |
| 高壹石四升           |      |
| 内壹畝歩            |      |
| 高壹斗三升           | 当不引  |
| 大北前<br>一上田五畝歩   | 助市   |
| 高七斗             |      |
| 内拾五歩            |      |
| 高七升             | 当不引  |
| 能田<br>一上田九畝廿壹歩  | 喜左衛門 |
| 高壹石三斗五升八合五勺     |      |
| 内壹畝歩            |      |

|                |      |     |
|----------------|------|-----|
| 高壹斗四升          | 当不引  | 彦兵衛 |
| 能田<br>一上田五畝七歩  |      |     |
| 高七斗三升三合        |      |     |
| 内拾五歩           |      |     |
| 高七升            | 当不引  | 甚兵衛 |
| 同所<br>一上田五畝拾八歩 |      |     |
| 高七斗八升七合八勺      |      |     |
| 内壹畝歩           |      |     |
| 高壹斗四升          | 当不引  | 妙雲寺 |
| 同所<br>一上田貳畝六歩  |      |     |
| 高三斗八合          |      |     |
| 内壹畝歩           |      |     |
| 高壹斗四升          | 当不引  |     |
| 三町貳反拾九歩        |      |     |
| 高四拾壹石六斗五升七合八勺  |      |     |
| 内五石貳斗壹升        | 当不引  |     |
| 壹石三斗           | 貳年不引 |     |
| 貳石四升           | 三年不引 |     |
| 四石貳斗七升         | 五年不引 |     |
| 壹石五斗六升         | 八年不引 |     |

ノ高拾四石四斗式升

畑三步

一上々畑七畝廿六升

高九斗式升式合

内壺畝歩

高壺斗式升

一上々畑六畝拾歩

高七斗六升

内式畝歩

高式斗四升

一上々畑壺反壺畝歩

高壺石四斗四升

内三畝歩

高三斗六升

一上畑三畝歩

高三斗三升

一上々畑五畝歩

高六斗

内式畝歩

当不引

当不引

当不引

半十郎  
惣治郎

弥助

麻生  
久左衛門

忠三郎

同人

高式斗四升

当不引

能田  
一上々畑三畝廿五歩

佐治兵衛

高四斗六升

内壺畝歩

高壺斗式升

当不引

一ノ井堤下  
中畑式反歩

八左衛門

高式石

内壺反八畝歩

高壺石八斗

八ヶ年不引

畑ノ五反八畝壺歩

高六石五斗壺升式合

内壺石八升

当不引

壺石四斗

八ヶ年不引

ノ壺石四斗四升

三七二 雄鳥川大水田畑取調帳

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 安政四年(一八五七)の雄鳥川はんらんに関する文書である。堤防が決壊し、田畑に土砂が流れ込んだため、年貢上納が不能となり、そのため被害状況を調査し役所へ報告したものである。

(表紙)

安政四年

雄鳥川大水ニ付不納所取調書上帳

巳閏五月

栃井村

覚

字岩兼

一中畑壹畝三步

妙雲寺

高壹斗壹升壹合

内式拾歩

高六升七合

皆無

一中畑壹畝廿歩

宗吉

高壹斗六升六合

同断

一中畑壹畝廿歩

儀右衛門

高壹斗六升六合

皆無

一〇 社会

同所 一上畑三畝廿五歩

九郎次郎  
太治右衛門

高四斗五升九合

同断

同所 一上畑三畝廿五歩

伝六  
儀右衛門

内式畝三步

同断

同所 高式斗五升三合

同所 一上畑七畝式歩

下町  
儀左衛門

高九斗三升八合

内壹畝九歩

皆無

同所 一上畑式畝廿五歩

藤三郎

高三斗三升八合

内壹畝四歩

皆無

字廣瀬 一下畑壹畝五歩

和助

高壹斗五合

内拾八歩

皆無

高五升三合

同所 一下畑式畝拾八歩

定右衛門

高式斗三升式合

八〇九

内式拾六歩

高七升八合

同断

式反三歩

此高式石八升四合

同所  
一下畑四畝六歩

定吉

岩兼  
一中田壹反式畝拾五歩

才三郎

高三斗七升九合

内壹畝拾貳歩

同断

内六畝八歩

皆無

同所  
一中畑六畝拾貳歩

源右衛門

同所  
一中田七畝貳拾歩

和平

高六斗四升壹合

内式畝拾七歩

内六畝四歩

同断

高七斗九升九合

同断

同所  
一中畑拾五歩

和助

同所  
一中田壹反拾五歩

六兵衛

高四升九合

同断

高壹石三斗六升五合

ふすべ岩  
一下畑六歩

定吉

内七畝拾壹歩

皆無

同断

同所  
一下々畑七歩

与七

同所  
一中田壹反式畝拾五歩

同人

高貳升

同断

高壹石六斗壹升貳合

同所  
一積下畑壹畝拾壹歩

儀右衛門

内七畝拾五歩

高八升三合

同断

高九斗六升七合

同断

不納畑地之分

岩兼  
一下田九畝拾五歩

九郎次郎

高壺石三斗三升六合

内八畝三步

高九斗六升六合

同所  
一中田七畝廿壺步

高壺石五合

内六畝拾七步

高八斗五升四合

同所  
一中田四畝步

高五斗貳升

内四畝步

高四斗四升貳合

同所  
一中田壺反貳畝拾貳步

高壺石六斗壺升貳合

岩兼  
一下田壺反步

高壺石貳斗

内六畝步

高七斗貳升

同所  
一下田七畝拾六步

高九斗四合

内壺畝四步

同所  
高壺斗三升六合

同所  
一中田五畝拾壺步

高七斗

内壺畝貳步

同所  
高壺斗四升

同所  
一中田七畝步

高九斗壺升

内貳拾壺步

堤  
高九升壺合

中田八畝拾五步

高壺石三斗五合

内貳拾五步

同所  
高壺斗壺升

同所  
一中田壺反步

高壺石三斗

内五畝步

同所  
高六斗五升

同所  
一中田壺反壺畝拾五步

同断

伊 助

同断

友右衛門

同断

喜代七

皆無

嘉 吉

同断

同断

八兵衛

高壺石四斗七升三合

庄屋  
友右衛門印

内五畝廿三步

高七斗三升六合

同断

一<sup>同所</sup>中田九畝拾五歩

勇右衛門

高壺石式斗三升五合

内壺畝拾三步

高壺斗八升五合

同断

不納田地之分

ノ八反式畝八歩

此高拾石壺斗八升

田畑合拾反式畝拾壺歩

此高都合拾式石式斗六升四合

凡此取六石壺斗三升式合

右は当閏五月十七日夜雄鳥川大水ニ付、字兼畑地先堤拾式間余東え押切申候、右ニ付田畑え石砂多分押込申候、不納場所取調奉御達候以上

巳閏五月

板井村百姓代

組嘉

平印

源

同断

源右衛門印

同断

徳兵衛印

御役所

三七三 風雨による家屋被害状況

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説)

万延元年(一八六〇)の暴風雨による被害調書である。家屋の倒壊状況が家主別に記載されていて、この災害の大きいことを物語っている。なお田畑についても同様であったと推察されるが、後日報告されたことであろう。

御達シ申上候御事

一 居宅壺軒

梁式間  
長三間

大北  
孫藏

一同

梁式間  
長三間

孫作

一同

梁式間  
長六間

吉五郎

一同

梁式間  
長四間

上組  
弥兵衛

一同

梁式間  
長五間半

中組  
弥吉

|   |   |                   |           |
|---|---|-------------------|-----------|
| 一 | 同 | 梁式間<br>長三間        | 上組<br>善助  |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長三間        | 大北<br>六兵衛 |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長三間        | 孫助        |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長三間        | 大北<br>治郎作 |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長三間        | 上組<br>治郎作 |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長五間        | 上組<br>李兵衛 |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長四間        | 治郎作       |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長三間        | 治郎作       |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長三間        | 上組<br>治郎作 |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長五間        | 上組<br>李兵衛 |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長四間        | 上組<br>李兵衛 |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長四間        | 中組<br>三吉  |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長五間        | 下組<br>忠七  |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長三間        | 中組<br>佐平次 |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長五間        | 中組<br>甚六  |
| 一 | 同 | 梁式間<br>長九尺<br>(降) |           |

右は当三月中頃より振統、昨十一日昼大風雨にて吹潰レ申候、勿論破損所之儀は銘々出来仕候、併尤立木之儀は一向相分り不申候得共、尤畑作之儀は加以無同様ニ相見へ申候、先々右之段御達申上候以上

万延元年申五月十二日

御役所

三七四 雄鳥川大水田畑取調帳

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 文久二年(一八六二)の雄鳥川はんらんに関する文書である。出水による田畑への土砂の流入状況と、作物の被害、年貢不能個所を持主別に記載したもので、役所あての報告となっている。

川邊村庄屋  
同断 弥平  
友三郎

(表紙)

文久貳年

申年より子年迄五ヶ年之間

雄鳥川大水ニ付不納荒所取調書上帳

戌年より寅年迄五ヶ年之間御引

西十一月  
(戌) 九郎次郎

高貳斗貳升九合五勺

右同断

同断  
一上畑壹畝廿七步

儀右衛門控

高貳斗貳升九合五勺

右同断

同断  
一上畑三畝六步

儀左衛門控

高四斗五升九合

右同断

同断北雄鳥  
一上畑五畝步

藤助控

高六斗壹合

右同断

内壹畝步

五ヶ年御引

壹斗三升

岩兼  
一上畑九斗五升

一中田壹反貳畝拾五步

才三郎控

高壹石六斗貳升六合

皆無石砂太分入

内六畝八步

土居三拾間崩入五

高八斗壹升三合

分子迄御引

一中田七畝九步

和平控

高九斗九升七合九勺

右同断

内五畝拾壹步

高六斗九升七合九勺

一中田壹反拾五步

六兵衛控

高壹石三斗六升五合

右同断

字かね畑  
一中畑壹畝三歩

高壹斗壹升壹合

同断  
一中畑壹畝廿歩

高壹斗六升六合

同断  
一中畑壹畝廿歩

高壹斗六升六合

かね畑  
一上畑三畝廿五歩

高四斗五升九合

同断  
一上畑壹畝廿八歩

伊郎九控

ヶ年引

入皆無、子年迄五

衛門控、石砂太分

九郎次郎控・喜右

右同断

儀右衛門控

右同断

宗吉控

ヶ年御引

分入皆無、子迄五

妙雲寺控、石砂太

内六畝九歩

六分子迄御引

高八斗壹升九合

一中田五畝拾貳歩

迄五ヶ年御引  
名代 九郎次郎控

一下田九畝拾四歩

九郎次郎控

高七斗

右同断

高壹石壹斗三升壹合

石砂太分入六分子

内四畝拾貳歩

五ヶ年間御引

内八畝三歩

迄御引

高五斗七升

高九斗六升六合

儀平控

一中田五畝拾五歩

嘉吉控

一中田七畝廿貳歩

儀平控

高七斗

石砂太分入、戌年

高壹石五合

石砂入四分戌御引

内壹畝歩

より寅年迄五ヶ年

内三畝貳歩八り

高三斗五升

御引

高四斗貳合

一 壹石五斗六升

一中田四畝歩

嘉吉控

文久貳戌十一月

高五斗貳升

石砂太分入、子迄

組頭 源右衛門 印

内三畝六歩

八分五ヶ年御引

同断 徳兵衛 印

高四斗壹升六合

庄屋 九郎次郎 印

一 四石壹斗壹升三合九勺

当戌年より寅年迄五ヶ年御引

一下田五畝歩

嘉吉・友右衛門・

高八斗

才三郎三人控

三七五 雄鳥川大水田畑取調帳

内壹畝歩

石砂太分入候ゆ

高六斗四升

へ、戌年より寅年

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

〔解説〕 慶応三年（一八六七）の雄鳥川はらんに関する文書である。出水による田畑土砂流入状況と、年貢上納の免除を記載したもので、役所あての報告となっている。

（表紙）

慶応三年

雄鳥川不納所書上帳

卯ノ十一月

庄屋  
九郎次郎

内壺斗四升九合五勺

残ノ七斗六升九合五勺

慶応元丑年閏五月大雨大水ニ付不納所奉書上候

一 中畑三畝廿壺分

和助控

高三斗七升

石砂入丑年より巳迄五ヶ年御引

一 中畑三畝廿壺分

九助控

高三斗七升

右同断

一 中畑三畝廿壺分

同人控

高三斗六升九合

右同断

一 上畑八畝分

九助控

高九斗六升

九助控

一 式石六升九合

九助控

一 式石九斗三升八合五勺

畑砂入不納所

一 中田六畝貳分

与七控

高七斗八升九合

石砂入五ヶ年、丑

内壺斗三升

より巳迄御引

一 中田六畝貳分

孫九郎控

高七斗八升九合

右同断

内壺斗三升

右同断

かね畑

一 中畑壺畝三分

妙雲寺控

一 高壺斗壺升壺合

丑より巳迄御引

一 上畑三畝廿五分

九郎次郎控

一 高四斗五升九合

太次右衛門控

一 内三斗五升九合

丑より巳迄御引

一 上畑壺畝廿八分

伊六控

一 高式斗貳升九合六勺

右同断

内壺斗五升

儀右衛門控

一 上畑壺畝廿七分

儀右衛門控

一 高式斗貳升九合五勺

右同断

式斗六升

右之通り相違無御座候以上

卯十一月十九日

田砂入不納所

組頭 儀右衛門  
同断 源右衛門  
庄屋 九郎次郎

御役所

## Ⅱ 救恤

三七六 凶作嘆願書

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

（解説） 安永五年（一七七六）の凶作による願書である。  
困窮者が川辺・栃井両村で多人数になっているので、貸付  
金も拝借したが追いつかず、今年の夫食上納の猶予を願っ  
たものである。

### 乍恐奉願上候御事

一 近年凶作打続困窮仕候上、去未年格別不作ニ付、当  
春ニ至り百姓食物一切無御座、及飢渴候者共数多御  
座候て、難儀至極仕候、先達ても御歎キ申上候通、  
作食夫食被下置候様奉願候処、人別御吟味被仰付、  
組々入念相改候処、作食御拝借相願候者共七拾式人、

及渴命候者共百老人両村ニて御座候、作食之儀金壹分ツツ拝借被仰付可被下置候、来ル十月上納可仕候夫食之儀は、何卒被下置飢渴御救可被成下候、右之段奉願上候、御憐愍之上御慈悲を以願之通、御聞届被成下候ハハ、難有可奉存候以上

安永五申年正月

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年 | 庄 | 同 | 同 | 同 | 組 | 組 | 同 | 庄 | 同 | 組 | 組 | 代 |
| 八 | 市 | 屋 | 伝 | 長 | 安 | 吉 | 利 | 九 | 德 | 弥 | 儀 | 代 |
| 左 | 良 | 寄 | 兵 | 左 | 右 | 左 | 兵 | 郎 | 右 | 兵 | 兵 |   |
| 衛 | 右 | 市 | 衛 | 衛 | 衛 | 衛 | 衛 | 次 | 衛 | 衛 | 衛 |   |
| 門 | 衛 | 良 | 門 | 門 | 門 | 門 | 門 | 郎 | 門 | 門 | 門 |   |
| 印 | 門 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 |   |

三七七 類火貸付帳

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 天保九年(一八三八)の火災による貸付金名簿である。川辺の町並が類焼したもので、二一軒が被災したことが分かる。

(表紙)

天保九年  
類火之者  
御拝借人御貸渡帳

戌三月

控帳

覚

|   |       |       |
|---|-------|-------|
| 一 | 金壹両貳分 | 太郎右衛門 |
| 一 | 金壹両貳分 | 茂兵衛   |
| 一 | 金壹両貳分 | 佐五右衛門 |
| 一 | 金壹両   | 平十郎   |
| 一 | 金壹両   | 五郎右衛門 |
| 一 | 金壹両   | 利兵衛   |

御役所

|      |       |
|------|-------|
| 一金壹兩 | 源三郎   |
| 一金壹兩 | 新右衛門  |
| 一金壹兩 | 惣右衛門  |
| 一金貳分 | 伊兵衛   |
| 一金貳分 | 龜次    |
| 一金貳分 | 周助    |
| 一金貳分 | 佐助    |
| 一金貳分 | 長兵衛   |
| 一金貳分 | 太治右衛門 |
| 一金貳分 | 勇三郎   |

右之通り御拝借被仰付難有奉存候、御上納之儀は当戌之暮より子之暮迄、三ヶ年ニ奉御上納候、仍て如件

是ハ三ヶ年間上納  
 一金壹兩  
 右同断  
 一金壹兩  
 一金貳兩  
 一金貳兩  
 一金貳兩  
 一金貳兩

儀右衛門  
 鉄藏  
 作兵衛  
 勇藏  
 傳兵衛

右之通御拝借被仰付難有奉存候、御返上納之儀は当戌

之暮奉御上納候、仍て如件

右之面々御拝借被仰付難有奉存候、御上納之儀は戌年より子年迄ニ、急度御上納為仕可申候、仍て奥印仕奉差上候以上

天保九戌年三月

御役所

川邊村組頭  
 喜右衛門印  
 同断彦兵衛印  
 同断忠兵衛印  
 同断彦市印  
 同断治助印  
 庄屋太兵衛印

### 三七八 拝借米貸付内訳

○川辺町所蔵  
 (西村家文書)

(解説) 慶応二年(一八六六)の貸付米内訳である。凶作のため大嶋氏が領民に貸出したもので、米を金銭に換算

し、利息を定めて貸付している。

〔表紙〕

慶応貳年

拝借米御貸附小訳帳

寅十二月

一米八石

丑十二月依願両村え拝借米御貸附ケ

代金四拾四両壹分ト銀拾壹匁六分六厘

両ニ壹斗八升替

利銀三百貳拾匁

十二ヶ月分但シ六分之利足

一米八石九斗

寅六月依願両村え拝借米御貸附ケ

代金六拾三両貳分ト銀四匁貳分九厘

両ニ壹斗四升替

利銀貳百六拾七匁

七ヶ月分但シ六分之利足

元利合金百拾七両三分ト銀貳匁九分五厘

内

米九石七斗貳升貳合

凶作ニ付年延願出不納、来卯十二月迄御貸

残米七石壹斗七升八合

附ケ当寅年両村より上納如此

代金五拾九両壹分ト銀七匁四分三厘

平均値段両ニ壹斗貳升八匁九才五替

引残

金五拾八両壹分ト

御賄方にて取替申置候

銀拾匁六分貳厘

右之通御座候以上

慶応三年卯二月

西村甚兵衛

西村十右衛門

矢嶋八右衛門

栗山唯之丞殿

助川善司殿

古市武右衛門殿

高梨宇兵衛殿

後藤理太夫殿

### Ⅲ 備 荒

#### 三七九 置稗売払代貸付証文

○町内石神

石神区所蔵

〔解説〕 文化一二年（一八一五）の稗代金関係のものである。前年の備荒貯蓄の稗を売り払い、代金を村方に貸し付けたもので、田地を質地としている。江戸幕府の備荒対策の一つである。

〔表紙〕

文化十二年

置稗御払代御貸附金

拝借証文並質地証文

亥三月

当所支配所

美濃国加茂郡石神村

置稗御払代御貸附拝借証文之事

一金六兩

但利金年壹割

但当亥十二月より卯十二月迄中、年五ヶ年之割合、元金壹兩永式百文ツツ上納仕、利金之儀は其年之元金三応し上納可仕候

右は美濃国村々置稗御払代、御貸附之儀奉願候処、願之通拝借被仰付、右金被成御渡慥ニ奉請取候、利金之義ハ、年壹割之勘定を以年々十二月限り、無滞上納可仕候、尤御用ニ付元金御取立被成候節ハ、何時成共其節迄之利足相添、元利共早速上納可仕候、若借主証人共、如何様之子細ニても出来上納方差滞候ハハ、差上置候質地御取上被仰付候ハハ、御差図次第ニ右地所私

共方え受取、村買請ニ仕代金上納可仕候、万一右ニ付不足仕候ハハ、証人並村役人共引請早速上納仕、少も御差支無之様可仕候、右ニ付聊御願ケ間敷義申上間敷候、勿論右金又貸仕候類、或は手前之金子御用金之名目を以貸附候儀、決て仕間敷候、為後日拝借証文差上申所仍て如件

文化十二亥三月

当御支配所

美濃国加茂郡石神村

百姓代 又右衛門 印

年寄請人 孫 助 印

同 断 源 太郎 印

庄屋拝借人 孫右衛門 印

同 断 長 十郎 印

榊原小兵衛様

下川邊

御役所

質地証文之事

字廣橋

一上田壱反式拾歩

字同断

一上田壱反歩

当地持主 孫右衛門 印

右同断 長 十郎 印

此代金拾六両貳分永三拾三匁三分三厘

質金段所相場

但壱反ニ付金八両也

右は稗代御貸附金拝借被仰付候ニ付、右地面為質地差出申候、然ル上ハ元利金相滞候節は、何時ニても右地所村買請ニ仕、代金上納可仕候、右代金不足仕候ハハ、村方より足金仕上納少も滞申間敷候、尤右地所之儀質地書入等ハ勿論、荒地ニ相成居候場所ニては無御座候、万一川欠荒地等ニ相成候ハハ、其節早速地所引替差上可申候、為後日質地証文差上申所仍て如件

文化十二亥三月

当御支配所

美濃国加茂郡石神村

百姓代 又右衛門 印

年寄請人 孫 助 印

同 断 源 太郎 印

庄屋拝借人 孫右衛門 印

同 断 長 十郎 印

榊原小兵衛様

下川邊

御役所

覚

一上田壺反ニ付 代金八両  
一中田壺反ニ付 代金七両  
一下田壺反ニ付 代金六両  
右は村方質入値段書面之通相違無御座候以上

文化十二亥三月

当御支配所  
美濃国加茂郡石神村

百姓代 又右衛門 印  
年寄請人 孫 助 印  
同 断 源太郎 印  
庄屋拝借人 孫右衛門 印  
同 断 長十郎 印

榊原小兵衛様  
下川邊  
御役所

三八〇 夫食請証文

○町内石神  
石神区所蔵

(解説) 嘉永五年(一八五二)の夫食粃に関するもので

一〇 社会

ある。種粃または災害用に備えたものが、完全に保管されているかを役人によって調査されたもので、村が請証文によって今後の保管を確約している。

(表紙)

嘉永五年

貯夫食御請証文

子六月

加茂郡石神村

奉差上御請証文之事

一御粃五拾壺石七斗九升五合五勺

加茂郡石神村

外御粃式斗八升五合 申酉戌三ヶ年御下穀之分

右は私共村方従先年去亥年迄、年々詰足囲方被仰付候、貯夫食粃今般為御見分被成御越御改被下置候处、書面之通少も相違無御座候ニ付、御封印之上大切ニ可仕段被仰渡承知奉畏候、依て御証文奉差上申处如件

嘉永五子年六月

加茂郡石神村

百姓代 直

吉 印

八二三

同断孫市印  
同断七右衛門印  
寄武助印  
同断久兵衛印  
源太郎印  
喜藏印

小野朝右衛門様御手附  
近藤又三郎殿

三八一 貯穀粃書上帳

○町内石神  
石神区所蔵

(解説) 安政七年(一八六〇)の貯穀粃の書上帳である。  
災害用などに備えた粃で、村内の土蔵に保管してあるが、  
多少の金銭も同時に用意している。

〔表紙〕  
安政七年

貯穀ノ高添錢書上帳

申二月

加茂郡石神村

覚

一粃式斗八升五合

申酉戌三ヶ年御下穀之  
分

一粃五拾六石九升五合五勺

先々より去ル辰年迄村  
方貯穀ノ高之分

外粃式斗七升四合

去未年之分

一錢三百八貫五百七拾五文

右貯穀添錢ノ高へ去午  
年迄

外錢三百四拾八文

去未年之分

右之通貯穀粃村方郷蔵ニ詰圀置候処相違無御座候、依  
之書面之通奉書上候以上

安政七年未弐月

加茂郡石神村

百姓代  
佐

平印

下川邊  
御役所

同 年 同 庄 同  
断 寄 断 孫 屋 七 又  
德 源 太 市 右 三  
右 郎 郎 衛 衛 郎  
衛 門 門 門 門 門  
門 印 印 印 印 印

三八二 夫食粃貸付願

○町内鹿塩

鹿塩区所蔵

〔解説〕 文久元年（一八六一）の夫食粃貸付願書である。

上組の困窮者に粃が貸与されたが、下組についても同様に扱うよう願ったものである。

乍恐以書付奉願上候

加茂郡鹿塩村上組小前難渋之者え、御太切之貯夫食御粃、御慈悲御憐愍を以、度々御貸渡被下置重々難有奉

存候、猶又今般恐をも不願、再々応奉願上候は、貯夫食御粃残石之分、下組同様ニ不殘御貸渡被下置様、村役人小前惣代書付を以奉願上候、右願之通り御聞濟被下置候ハハ、難有奉存候以上

文久元年酉五月

加茂郡鹿塩村

小前惣代

新左衛門

又右衛門

百姓代伊兵衛

年寄伊兵衛

庄傳右衛門

同傳藏

同斷佐次右衛門

笠松

御役所

# IV 講

## 三八三 千人講金借用証文

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 天保六年(一八三五)の千人講金借用証文である。翌年三月まで借用するため、田地を質物としたもので、村役人連名の証文である。

### 千人講貸附拝借証文之事

一金拾両は

元金也

右は無抛入用之儀ニ付、慥ニ拝借仕候処実正ニ御座候、但返済之儀ハ、御定之通利足相加へ、元利共来ル申之三月講会日限ニ、急度御返済可仕候、則此質物ニは我

等控之内

川邊村御水張之内所ハ嶋浦  
一下田八畝式拾歩

高壱石四升  
掟壱石四斗五升

同断  
一中田七畝歩  
高九斗壱升  
掟壱石四斗  
右之通り書入申上は、若シ元利之内少ニても相滞申候ハハ、右書入之質地売払以代金、元利とも急度御返済可申候、為後日奉差上候証文仍て如件

天保六未年四月

金子拝借人

親類 甚右衛門 印  
組 合 甚 七 印  
組 九 右衛門 印  
組 彦 頭 市 印  
庄 太 兵衛 印

御役所

## 三八四 講金借用証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 天保一〇年(一八三九)の講金借用証文である。借用人は総勢三〇名の多人数で、いずれも田畑を質物とし、

返済期限も一二か年の長期にわたっている。この年凶作であつたことが推測される。

(表紙)

天保十年

御講金

拝借証文連印帳

亥十二月

一金三両

此質物ニ小嶋内半分

一下田式反五畝四歩

高三石壹升六合

下町拝借人

親類加判 傳兵衛印

五人組加判 彦兵衛印

新右衛門印

一金貳両貳分

此質物ニ能田内半分

一上田四畝六歩三厘

高六斗九升壹合二勺

拝借人

親類加判 新右衛門印

五人組加判 利兵衛印

傳兵衛印

一金貳両貳分

此質物ニ所ハ嶋内半分入  
一畑六畝拾九歩

高七斗九升

掟式石九斗

下町拝借人

親類加判 勇三郎印

五人組加判 佐藏印

助印

一金壹両貳分

此質物ニ溜池屋敷

一上畑五畝歩

高六斗

拝借人

親類加判 惣右衛門印

五人組加判 勇三郎印

太助印

一金壹両

此質物ニ東光寺三十式

一積下畑壹反四畝歩

高九斗八升

拝借人

親類加判 佐助印

五人組加判 太治兵衛印

勇藏印

一金壹両

右は此分丑年御貸付有之三付、一所へ請取致シ置候  
間此所ぬき申候

此質物二分知領分  
一下々畑

高壺升五合

掟壺斗五升

押借人

権右衛門 印

親類加判

長右衛門 印

五人組加判

平十郎 印

一金壺両

此質物二中居屋敷是八下町周介居ル所

一上々畑壺畝拾五歩 高壺斗八升

押借人

伊兵衛 印

親類加判

七兵衛 印

五人組加判

権右衛門 印

(九)

右は嘉永三戌年八月、此質物外へ譲渡ニ付、当時渡邊鉄右衛門居屋敷遺質ニ相成、別段証文取置候事

一金壺両

此質物二分東光寺

一自地畑廿三歩

小塚

一上畑壺畝廿四歩

高五升四合

高式斗壺升六合

掟三斗五升

押借人

作右衛門 印

親類加判

作兵衛 印

一金壺両

此質物二所ハはさしま

一下畑三畝歩

壬寅十一月五日

一金壺両式分

此質物所ハ寺前居屋敷三番之内

一下々畑拾歩八厘

高式斗七升

分米式升九合

掟八斗

同断四番

一積下畑壺畝壺歩

分米壺斗八合

掟壺斗五升

押借人

五郎右衛門 印

親類加判

捨藏 印

五人組加判

三右衛門 印

一金壺両

此質物中居屋敷

一上畑式畝六歩

高式斗六升四合

掟三斗

寅冬質物所ハ大岩

一積下畑式畝九歩

高壺斗三升八合

掟壺斗九升

押借人

佐五右衛門 印

親類加判

初右衛門 印

一金壹兩 甚九郎受人

五人組加判  
作兵衛印

一金壹兩

此質物二分高小塚  
一下々畑壹畝拾四步

高壹斗壹升七合

拝借人  
平十郎印

親類加判  
伊右衛門印

五人組加判  
伊兵衛印

一金壹兩

此質物二中町居屋敷兼七郎  
一上々畑四畝廿步

高五斗六升

掟五斗六升

卯三月二日  
一金壹分

拝借人  
喜代藏印

親類加判  
權右衛門印

五人組加判  
平十郎印

一金壹兩

此質物二東光寺  
一下畑五畝廿三分

高五斗壹升八合

掟五斗壹升八合

拝借人  
圓吉印

寅十一月十七日  
一金貳兩壹分

此質物二中田畑  
一上畑五畝分

高六斗

掟六斗

八月知額八  
一下畑八分

高貳升五合

掟八升

寅質物二東光寺三十八番  
一下々畑貳畝拾五步

高貳斗

掟三斗貳升

高壹斗七合五勺

掟貳斗八升

此質物二中居屋敷  
一上畑貳拾三步九厘

高壹斗七合五勺

掟貳斗八升

親類加判  
久兵衛印

五人組加判  
七兵衛印

親類加判  
林平印

五人組加判  
作兵衛印

親類加判  
安兵衛印

五人組加判  
三右衛門印

親類加判  
伊右衛門印

五人組加判  
三右衛門印

親類加判  
安兵衛印

五人組加判  
三右衛門印

親類加判  
林平印

五人組加判  
作兵衛印

親類加判  
安兵衛印

五人組加判  
三右衛門印

親類加判  
林平印

五人組加判  
作兵衛印

親類加判  
安兵衛印

五人組加判  
三右衛門印

一金四兩 丑八月十七日貸

五人組加判  
佐五右衛門 印

一金貳兩 六兩也  
此質物二所八下川邊段

一上田九畝歩

高壺石三斗五升

掟壺石四斗五升

一 中畑四畝歩  
此質物二所八稻荷八十七

高四斗

拝借人  
親類加判 三 吉 印  
五人組加判 利 兵 衛 印  
組 七 兵 衛 印  
彌 頭 助 印

一金貳兩  
此質物二  
一下畑廿七歩

分米八升壺合

掟三斗

寅十一月廿一日  
一金壺兩  
右質物入仮住

拝借人  
親類加判 初 右 衛 門 印  
五人組加判 佐 五 右 衛 門 印  
捨 藏 印

辰八月九日  
一金壺兩  
此質物八大牧上四拾八  
一下畑壺畝拾五歩

分米壺斗三升五合

掟貳斗

拝借人  
初 右 衛 門 印

一金貳兩貳分  
此質物二居屋敷八百六半分入  
一上々畑壺畝拾八歩七厘五

高壺斗七升五合

拝借人  
親類加判 作 兵 衛 印  
五人組加判 作 右 衛 門 印  
佐 五 右 衛 門 印

一金貳兩貳分  
此質物二分東光寺  
一中畑四畝貳拾歩  
同断  
一中畑四畝貳拾歩

高四斗八升三合

高四斗八升三合

掟 壺石壺斗八升

同断小志みず  
一下田壺ヶ所

高九合

掟貳斗五升

一金貳兩貳分  
金五兩也

一金貳兩貳分  
此質物二所八時次  
一下畑三畝廿七步

高三斗五升

押借人 太郎右衛門 印  
親類加判 文 平 印  
五人組加判 利兵衛 印  
組頭 忠兵衛 印

掟四斗

上町押借人 又三郎 印  
親類加判 文 平 印  
五人組加判 善兵衛 印

一金三兩  
此質物二所八宗常但半分  
一下畑貳畝七步

分米貳斗

掟七斗

押借人 梅太夫 印  
親類加判 與三右衛門 印

一金貳兩  
此質物二東矢坂  
一下田七畝步

高八斗四升

掟九斗

一金壹兩貳分  
此質物二鄉屋東  
一下畑貳畝七步五厘

高貳斗貳合五勺

右此分元利丑壬正月十八日返納相済

押借人 善兵衛 印  
親類加判 文 平 印  
五人組加判 又三郎 印

掟三斗

押借人 傳六郎 印  
親類加判 文 平 印  
五人組加判 助藏 印

右此分元利丑十二月廿二日返納相済

一金壹兩貳分  
此質物二天神東  
一中畑六畝廿步

高六斗六升七合

掟壹石

同断  
一上畑三畝步

高三斗三升

押借人 喜助 印  
親類加判 與五兵衛 印  
五人組加判 助藏 印

一金貳兩  
此質物ニ所ハ本御堂  
一中畑九畝五歩

高九斗壹升六合五勺  
掟壹石

押借人  
甚 七  
親類加判 印  
五人組加判 甚右衛門 印  
五人組加判 定右衛門 印

一金壹兩貳分  
此質物ニ所ハ時次  
一中畑八畝廿歩

高八斗六升七合  
掟九斗五升

押借人  
文 平  
親類加判 印  
五人組加判 善兵衛 印  
五人組加判 又三郎 印

一金貳兩  
此質物ニ本御堂  
一下畑三畝五歩

高三斗壹升五合  
掟四斗五升

押借人  
久 助  
親類加判 印  
五人組加判 只 助  
五人組加判 喜 七 印

一金貳兩貳分

此質物ニ所ハ方  
一中畑貳畝五歩五厘

高貳斗壹升七合五勺  
掟三斗七升

大北押借人  
治郎右衛門 印  
親類加判 元右衛門 印  
五人組加判 利 助 印

一金四兩  
此質物ニ所ハかしのへ四百七拾八番  
一上々畑四畝五歩

高五斗  
掟六斗

同所ハ時次四百七十巻  
一中畑三畝拾歩

高三斗三升三合五勺

押借人  
六 兵衛 印  
親類加判 傳 助 印  
五人組加判 四郎右衛門 印

一金三兩  
此質物ニ所ハ川端  
一下々田貳拾歩五厘

高七升五合  
掟四斗

押借人  
孫 十郎 印  
親類加判 孫兵衛 印  
五人組加判 松右衛門 印

右は当亥年御年貢ニ差詰申ニ付、書面之通金子奉拝借、御年貢ニ上納仕候処相違無御座候、右返上納之儀は、来ル子之暮より来亥之暮迄十式ケ年之間、右御利足急度上納可仕候、右満講之節ハ元利相添急度上納可仕候、若右年限中御取立有之候ハハ、元利共急度上納可仕候、万一返納金少ニても相滞候ハハ、加判之者質物受取、上納之義ハ金子を以上納可仕候、若質地代金ニて上納方不足仕候節ハ、加判之者割合弁金仕、急度上納可仕候、為後日証文仍て如件

天保十亥年十二月

下町組頭 喜右衛門 印  
同 彦兵衛 印  
中町組頭 忠兵衛 印  
同 弥助 印  
上町組頭 政右衛門 印  
同 彦市 印  
大北組頭 孫六 印  
同 治助 印  
庄 太兵衛 印

御役所

### 三八五 講金借用証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 天保一〇年（一八三九）の講金借用証文である。一二年の長期にわたる借用で、畑地を質物としているが、借り主が六名に及んでおり、いずれも年貢上納に充当していることから、凶作であったと推察される。

（表紙）

御講金拝借証文

奉拝借御講金証文之事

一金壹兩ト銀拾匁也

此質物 下畑壹畝廿三步

（高壹斗六升  
掟式斗五升

借主 彦右衛門 印  
親類 岩藏 印

一金壹兩下銀拾匁也

此質物 儀右衛門居屋敷六百十四  
積下畑壹畝廿壹歩

高式斗壹升九合

掟式斗八升

一金壹兩下銀拾匁也

此質物 稻荷後  
下畑三畝廿歩

高式斗九升六合五勺

掟四斗

一金壹兩下銀拾匁也

此質物 能義百式拾番  
上畑四畝式歩

高四斗五升

掟五斗

一金壹兩下銀拾匁也

此質物 宗常薄地六百三拾壹  
上畑式畝五歩

高式斗六升

掟三斗式升

一金壹兩下銀拾匁也

借主 才 兵衛 印  
親類 喜 助 印  
組合 定右衛門 印

借主 柳 藏 印  
親類 五 平 印  
組合 半 兵衛 印

借主 五 平 印  
親類 久 太 郎 印  
組合 半 兵衛 印

借主 忠 兵衛 印  
親類 勘 藏 印

借主 小嶋寛八郎 印  
証人 中村健次 印

御講中金壹兩被下置候ニ付、遲滞候ハハ御引取被下  
度事

右は当亥御年貢ニ差詰候ニ付、金子拝借仕慥ニ御年貢  
ニ御上納仕処、実正明白ニ御座候、右返納之儀は、来  
子年より来ル亥年迄拾式ケ年之間、御利足急度上納可  
仕候、但満講之節は元利共無相違相納可申候、御講御  
年限中ニても御取立被仰付候者、聊無遅滞元利共上納  
可仕候、若又返納方少ニても相滞候は、加判之者質物  
売捌金子を以上納可仕候、万一質物ニて上納金不足仕  
候共、加判之者割合弁金仕、少も奉掛御苦勞間敷候、  
為後日証文依て如件

天保十亥年十二月

御役所

組頭 彦右衛門 印  
組頭 弥 助 印  
庄屋 太 兵衛 印

三八六 近江講支途明細帳

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 天保十一年(一八四〇)の近江講に関する記録である。入金並びに貸付の明細が記載されていて、この講金が多角的に利用されていたことがわかる。

(表紙)

天保十一年

近江講並入金帳

子十二月

└

一金拾九兩三分ト

初会集金引残金

銀四匁六分七厘

一金四拾九兩壹分貳朱

二会目集金

一金四拾六兩三分ト

銀拾匁六厘

三会目集金引残

三口

金百拾六兩ト銀七匁貳分三厘

一金百九拾三兩

則光村瀧川殿取立預り

一金三拾五兩

金

亥暮才三郎上納金七拾兩之内

一金拾兩

同暮八右衛門上納金貳拾兩之内

一金四兩

同暮彦市上納金拾兩之内

一金百兩

信楽拝借金借り入之分

内金三拾兩は御貸附ニ相成引ル

大嶋様拝借  
甚九郎拝借

残金七拾兩

七口金四百貳拾八兩ト銀七匁貳分三厘

子三月

金三拾五兩

子春才三郎上納金七拾兩之内

同金拾兩

同八右衛門上納金貳拾兩之内

同金六兩

同彦市上納金拾兩之内

猶金四百七拾九兩ト銀七匁貳分三厘

内金百八拾五兩三分貳朱

御講金御貸附ノ高

金百四兩壹分三朱ト銀貳分

千人講金割戻金ノ高

金百兩

御役用金百三拾兩之所、引殘金八右衛門取替、亥十二月差下、尤御払山代金ヲ以相濟筭

三口

小以金三百九拾兩壹分朱ト銀貳分

差引て

金八拾八兩貳分三朱ト

預り金

銀七匁三厘

内

金五拾兩

子八月御貸附矢嶋甚九

郎拝借貳度ニ

金貳拾兩

子十月御貸附同人拝借

壹度ニ

金七拾兩

引殘金拾八兩貳分三朱ト銀七匁三厘

子十二月廿九日

拝借

内金拾八兩貳分三朱ト

大嶋様え渡

銀七匁三厘

一 金五拾四兩貳分貳朱ト

近江講金より廻し金相

銀五匁八分四厘

成子十二月此所え受取

一金拾五兩ト銀壹匁九分三厘

同断より廻し金ニ相成

丑二月此所え受取

金六拾九兩三分ト銀貳分七厘

内金五拾四兩貳分貳朱ト

子十一月西村才右衛門

銀五匁八分四厘

取替

金拾五兩ト壹匁九分三厘

丑二月同人へ取替

金六拾九兩三分ト貳分七厘

右之内え

金拾四兩壹分ト

子十一月十日、則光瀧

銀貳匁壹分四厘

川殿無尽之利金才右衛

門より出金候間、右之

内え才右衛門より返納

丑十二月二日、則光瀧

金拾六兩貳分ト

銀貳匁三分五厘

川殿無尽之利金才右衛

門より出金候間、右之

内へ才右衛門より返納

子十二月五日大嶋様子

金拾兩

十月江戸御出立御路

用、江戸三郎兵衛方ニ

て後藤様御受合御かり

入之处、右之金子才右

衛門取替子十二月五日

江戸へ下ス

小以金四拾兩三分ト銀四匁四分九厘

引殘金貳拾八兩三分貳朱ト 預り被成

銀三匁三分貳厘

### 三八七 講加入借用金子証文

○町内福島

福島区所蔵

(解説) 天保一二年(一八四一)の講加入借用証文である。金子借用の質物として、家数すべてを抵当としているかなり厳しい証文であり、借用人は村方三役連名となっている。凶作の年と思われる。

#### 借用申金子証文之事

一金貳拾兩

為此引当

惣家数不殘並諸色不殘

(くじ)

右ハ今般 鬭引御講御加入方被仰付候处、時節柄旁金子取賄方難出来候付、貴殿方え借用方之儀御頼申入候处、相對ニてハ御承知不被下候付、御陣屋御

声懸りを以借用、上納申所実正也、返済之儀は来寅年より来ル辰年迄、毎年十月廿日限元利共三ヶ年ニ返済可仕候、万一元利之内少ニても相滞申候ハハ、右引当之品不殘連印之者引請、売払金子を以返済可仕候、尤格別之御金ニ御座候間、賄方如何様之儀出来仕候共、又ハ私共役儀退役等仕候共、跡役之者引請聊無相違、元利共急度返済可仕候、為後日村役人連印証文差入申所如件

天保十二年丑十二月

百姓惣代 金之助印  
組頭 禎助印  
庄屋 次右衛門印

福田太郎八殿  
林平一郎殿  
野々村忠右衛門殿  
藤懸文七殿

三八八 講金借用証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

拝借人 甚藏印  
親類受人 甚三郎印  
庄屋 友右衛門印

御役所

(解説) 弘化二年(一八四五)の講金借用証文である。

年貢上納のため家屋敷を質物として講金を借用したもので、利息一割は当時の相場であった。

三八九 千人講金借用証文

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

御講金拝借証文之事

一金三両貳分は 元金也

此質物ニハ我等家並ニ屋敷共入

茶屋敷 一積下畑廿五歩 高五升 掟耆斗五升

右之通質地差入慥ニ拝借仕、御年貢ニ上納申処実正也、然上ハ返上納之儀ハ利金壹割ヲ年四会宛、満講迄急度相勤可申候、若又何時ニても御取立之節ハ、右質地売払以代金急度上納仕、御上様え少も御苦勞掛申間敷候、万一質物ニて上納方不足仕候得は、加判之者并金仕急度上納可仕候、為後日証文仍て如件

弘化二年巳三月

(解説) 弘化三年(一八四六)の千人講金借用証文である。

居宅購入資金として借用したもので、それを質物としている。

奉拝借千人御講金之事

一金五両貳分也

此質物ニ居宅壹ヶ所

右は私勝手ニ付、今般中町忠兵衛居宅え相对取替、右金子不足ニ付奉拝借候処、実正明白ニ御座候、然ル上は御規定之利足差加、御定通急度御上納可仕候、若又

右金子聊ニても差支候ハハ、右質物加判之者引受売捌、少も御上納遅滞仕間敷候、為後日加判証文仍て如件  
弘化三年十二月

御役所

拝借人 甚 藏印  
親類 甚三郎印  
組合 常右衛門印  
庄屋 友右衛門印

三九〇 講金借用証文

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 嘉永元年(一八四八)の講金借用証文である。  
多額の借用金は、大嶋氏関係の費用を立て替えたものと推測されるが、質物の御林山は大嶋氏所有のものである。村役人の金銭算段の苦勞がしのばれる証文である。

講金借用証文之事

一金三百兩也

此質物之者

一御林山立木並拙者共控之田畑

右書面之金子今般御連中ニ、当方用方え借用預り申処実正也、但返済之儀ハ、満講迄利金御講法之通、其講席え無相違出金可申候、万々一故障差支等出来候節は、林山立木売払出金可申候、聊御連中え御苦勞相掛申間敷候、為後日依て如件

嘉永元申年三月

川邊用方支配講金預主

西村才右衛門印

同断

矢嶋八右衛門印

御連中

三九一 講金借用証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 嘉永四年(一八五二)の講金借用証文である。  
年貢上納のため家屋敷などを質物にして借用し、一〇か年賦で返済するとある。

借用申請金之事

一金貳拾兩ハ 式会目也

此質物ニ拙者控之内

一居宅

壹軒

居屋敷七百四十五

一上々畑壹反拾貳步

高壹石貳斗四升七合八勺

城裏六百十二

一積下畑壹反四畝九步

高壹石  
掟壹石貳斗

右是ハ去ル戌御年貢ニ差詰り申候ニ付、書面之通借用仕慥ニ受取、御年貢ニ御上納申所ハ実正也、但利金之儀ハ、来ル子年より満会迄拾ヶ年間、金貳兩ツツ御請番之方へ急度掛次可申候、右講会之儀ハ格別之以御勘弁、取立同様之仕法ニ被成下候ニ付、万一利金之内少ニても相滞申候ハハ、右田地売払以代金ヲ急度掛次可申候、尤於此田地ニ村中諸親類無尽、其外何方之構ひ少も無御座候、為後日之証文一札仍て如件

嘉永四年亥三月

講受主

太兵衛 印

親類受合

八兵衛 印

組頭受合

弥平 印

同

彦右衛門 印

御連衆中様

三九二 無尽講金借用証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 嘉永五年(一八五二)の無尽講金借用証文である。禪原寺造営のため、村役人が借用したもので、一〇か年賦で返済するとある。

請申無尽手形之事

一金百兩也

三会メ請番也

右ハ禪原寺普請金ニ惣檀家え、慥ニ借用仕候処実正也、但利足儀ハ来年より満講迄金拾兩宛、御請番方へ急度相勤可申候、若何様之義御座候共、御連中え少も御苦勞掛中間敷候、為後日証文仍て如件

嘉永五年子ノ三月

檀家惣代庄屋

田原嘉吉 印

同

橋本友右衛門 印

御連中衆中

三九三 頼母子講金借用証文

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 嘉永五年(一八五二)の頼母子講借用証文である。多額の借入金であるが、連名の借り主からして、大嶋氏関係の費用に充当したものと推測される。

借用申頼母子講金之事

一金三百両也

子拾壹会目受

右為質物ニ

川邊村御水帳之内所ハ太田  
一下田壹反式畝拾五歩

西村才右衛門印

同断所ハ道城田  
一中田壹反五畝歩

高壹石五斗  
掟三石七斗五升

同人控

同所ハ三反田  
一上田壹反歩

高壹石九斗五升  
掟式石六斗

同人控

同所ハ西矢板  
一下田五畝五歩

高壹石四斗  
掟壹石九斗五升  
高六斗式升  
掟壹石

同人控

同所ハ大洞前嶋畑田  
一下々畑五歩

同人控

ノ五ヶ所

高壹升三合  
掟七斗五升  
高ノ五石四斗八升三合  
掟米ノ拾石五升

同所ハ塚越式百九拾五番  
一下々田四畝廿五歩

矢嶋八右衛門控印

同梅橋居屋敷畑田  
一下畑壹反壹畝廿六歩五厘

高五斗三升壹合  
掟壹石四斗五升

同人控

同同所畑田  
一中畑四歩

高壹石六升九合六勺  
掟式石

同人控

同西門畑田  
一下畑壹反歩

高四斗  
掟壹石壹斗

同人控

同小谷堤下畑田  
一下畑五畝歩

高九斗  
掟壹石三斗五升

同人控

同畑田  
一中畑式反歩

高式石

同人控

同畑田  
一上畑拾八歩

分米六升六合

同人控

右書面之講金、今般御連中より慥ニ請取預り申所実正也、然上は来会より御定之通終会迄、壹会ニても無滞返金可仕候、若一相滞候節は、前書之質地加判御引請致、掛金御連中え聊御損も掛申間敷候、為後日講金証文如件

嘉永五子年三月

御連中

三九四 無尽講金借用証文

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 嘉永六年(一八五三)の無尽講金借用証文である。借用金の多額であること、借り主の名前からして、大嶋氏関係の費用に充当したことが推測される。

借用申無尽講金之事

一金三百兩は

丑三月請金也

右為質物

川邊村所ハ柳坪

一下田壺反式拾歩

西村才右衛門印

講金受主 西村才右衛門印  
親類請人 西村甚三郎印  
講金請主 矢嶋八右衛門印  
親類受人 矢嶋甚左衛門印

|            |                                  |     |
|------------|----------------------------------|-----|
| 同断東矢坂      | 高老石式斗八升<br>掟老石八斗                 | 同人控 |
| 一上田壺反六畝歩   |                                  |     |
| 同断北稻       | 高式石式斗六升三合<br>掟式石九斗五升             | 同人控 |
| 一下田壺反三畝歩   |                                  |     |
| 同断太田       | 高老石四斗三升<br>掟式石四斗                 | 同人控 |
| 一下々畑田式畝拾八歩 |                                  |     |
| 同断大洞前嶋     | 高式斗三升五合<br>掟九斗                   | 同人控 |
| 一下々畑田五歩    |                                  |     |
| 高メ五石式斗式升三合 | 高老升五合<br>掟老斗五升                   | 同人控 |
| 掟メ八石八斗     |                                  |     |
| 川邊村所ハ西合    |                                  |     |
| 一中田五畝廿八歩五厘 | 矢嶋八右衛門控印<br>高七斗七升四合七勺<br>掟老石老斗五升 | 同人控 |
| 同断         |                                  |     |
| 一中田七畝廿歩    | 高九斗九升六合五勺<br>掟老石八斗五升             | 同人控 |
| 同断         |                                  |     |
| 一下々田六畝歩    | 高六斗六升<br>掟式石六斗                   | 同人控 |
| 同断         |                                  |     |
| 一下田壺反三畝廿七歩 | 高老石五斗四升九合五勺<br>掟式石老斗             | 同人控 |

同断  
一 中田三畝廿五歩

同人控

高四斗九升九合  
掟壺石六斗五升

高×四石四斗七升九合七勺

掟×九石三斗五升

右書面之金子、今般御連中より慥ニ預り借用申処実正也、但返済之儀ハ来ル丑九月満講迄、利金講法之通無相違其講席え出金可申候、万一年限中利金相滞申候ハ、右質地加判人え引受以金子、聊御苦勞懸ケ間敷候、尤書入引当重質等無之御座候、為後日証文依て如件

嘉永六丑年三月

講金借用請主

西村才右衛門 印

親類加判請人

西村甚三郎 印

講金借用請主

矢嶋八右衛門 印

親類加判請人

矢嶋八郎左衛門 印

御連中

三九五 無尽講金借用証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 安政五年（一八五八）の無尽講金借用証文である。借用金・借り主の名前から、大嶋氏関係の費用に充当したものであらう。大嶋氏の財政は、講金などの前借金で賄われていたのである。

借用申無尽金之事

一金百両は

元金也

此質物は

川邊村御水帳之内所ハ雄鳥

一 中田六畝廿歩

同 中田壹反六畝歩

所ハ梅橋

一 中田壹反三畝拾壺歩

所ハ雄鳥

一 中田壹反廿五歩

同嶋前

一 下田壹反六畝歩

同道城田

一 中田壹反四畝拾歩

矢嶋八右衛門控 印

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

高八斗八升四合  
掟式石四斗五升  
高式石七升四合  
掟三石式斗五升  
高式石七斗三升七合  
掟三石式斗

×

西村才右衛門控⑩

右は用方入用金ニ付、右之金子御連中より慥ニ借用申  
処実正也、但返済之儀は、来ル未之年より満講迄ニ御  
定メ之利足、拙者共より急度掛ケ次可申候、万一壱ケ  
年ニても不都合御座候ハハ、加判之者罷出、右書入之  
質地引請、売払以代金急度掛次、御連中へ少シも御苦  
勞懸申間敷候、為後日証文仍て如件

安政五年三月

無尽請主御賄方

西村才右衛門⑩

親類

西村甚兵衛⑩

無尽請主御賄方

矢嶋八右衛門⑩

親類

矢嶋八郎左衛門⑩

庄屋

文三郎⑩

御連中

三九六 福寿頼母子講帳

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 文久元年(一八六一)の福寿頼母子講明細帳で  
ある。口数・講金からして、川辺近村の比較的裕福な人々  
が設立した講会で、取立責任者を決めて運営された。

(表紙)

文久元辛酉年

相続福寿講

金六拾兩講頼母子帳

取

卯月五日

立 義右衛門

覚

初会め

一金六兩掛ケ

十一口

合金六拾六兩

内金六拾兩

講主之受金

残て金六兩

二会めへ送る

此り銀四拾三匁式分

式会め

一金六兩ト四拾三匁式分

二会め受番より

金五拾三兩式分式朱ト式匁七分

此訳五兩ト廿式匁式分

加け之分

金六兩

親利金

ノ金六拾六兩壹分ト壹匁貳分

内金六拾兩

金

残て三兩壹分ト壹匁貳分

此り銀廿三匁五分四厘

三會め  
一金三兩貳分貳朱ト

貳匁貳分四厘

金七兩ト拾貳匁

金四拾六兩貳朱ト七分六厘

此訳五兩貳朱ト八厘

金六兩

ノ金六拾三兩也

内金六拾兩

金

四會め  
一金拾四兩ト廿四匁

金四拾貳兩貳分ト六匁

此訳五兩壹分ト四匁五分

金六兩

ノ金六拾三兩也

二會め受金

席料

三會めへ送る

三會め受番より

貳會め受番利かけ

かけ之分

九人かけ分

親利金

三會め請金

席料

七兩拾貳匁ツツ式人

かけ

かけ之分

八人かけ金

親利金

内金六拾兩

五會め  
金

一金廿壹兩貳分ト銀六匁

金三拾五兩廿四匁

此訳五兩ト三匁四分三厘

金六兩

ノ金六拾三兩也

内金六拾兩

金

六會め  
一金廿八兩三分ト銀三匁

金貳拾八兩三朱ト七分五厘

此訳四兩貳分三朱ト

七分五厘

金六兩

ノ金六拾三兩

内金六拾兩

金

七會め  
一金三拾六兩

四會め受金

席料

七兩拾貳匁ツツ三人

利かけ

かけ之分

七人かけ金

親利金

五會め受金

席料

七兩拾匁ツツ四人利

かけ

かけ之分

六人かけ金

親利金

六會め受金

席料

七兩拾貳匁ツツ五人

利かけ

金貳拾壹兩

かけ之分

内金六拾兩

九会め受金

此訳三兩三朱ト七分五厘ツツ

五人かけ金

拾会め金

席料

金六兩

親利金

一金五拾七兩

七兩貳朱ツツ八人利

✂金六拾三兩

七会め受金

金六兩

かけ

内金六拾兩

席料

金六兩

親利金

金

七会め受金

✂金六拾三兩也

十会め受金

一八会め金四拾三兩三朱ト七分五厘

七兩拾貳匁ツツ六人

内金六拾兩

席料

金拾三兩三分ト三匁

かけ之分

十一会め金

七兩貳朱ツツ九人利

此訳三兩壹分貳朱ト

四人かけ金

一金六拾四兩貳朱

かけ

四匁五分

親利金

金六兩

十一会め受金

✂金六拾三兩也

八会め受金

✂金七拾兩貳朱

席料

内金六拾兩

七兩拾貳匁ツツ七人

残て金七兩貳朱

此金貳会めより十会め迄九人割戻し

九会め金

七兩拾貳匁ツツ七人

金

七兩貳朱ツツ十人利

此訳貳兩三朱ト七分五厘

三人かけ金

十二会め

かけ

金六兩

親利金

金六兩

親利金

一金五拾兩壹分貳朱ト壹匁五分

七兩拾貳匁ツツ七人

金七拾壹兩壹分

七兩貳朱ツツ十人利

金六兩貳分ト六匁

かけ之分

金七拾壹兩壹分

七兩貳朱ツツ十人利

此訳貳兩三朱ト七分五厘

三人かけ金

金七拾壹兩壹分

七兩貳朱ツツ十人利

金六兩

親利金

金七拾壹兩壹分

七兩貳朱ツツ十人利

✂金六拾三兩

親利金

金六兩

親利金

✂金六拾三兩

親利金

金六兩

親利金

金七拾七兩壹分也

内金六拾兩

金

残て金拾四兩

此金拾貳人え割戻し

但壹口ニ付壹兩三朱ツツ当ル

十二会め受金

席料

三九七 三兩三分講明細帳

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 文久元年(一八六一)の三兩三分講明細帳である。一〇口をもって運営した講で、掛け金・利金などや約定の記載があるが、庶民の相互扶助を目的とした講会である。

(表紙)

文久元年

金三兩三分講

辛酉十一月

連中附

取立  
義右衛門

壹口

銀之右衛門

壹口

弥助

同

源兵衛

同

和七

同

柳吉

同

作平

同

岩吉

同

徳三郎

同

貞助

同

才十郎

初年目  
拾口

一金三兩三分

掛金壹分貳朱ツツ

貳年目

一金三兩三分

掛廿壹匁貳分六厘

利金貳分壹朱

三年目  
一金三兩三分ト式匁三分四厘

かけ拾九匁九分八厘ツツ

利金貳分壹朱

四年目  
一金三兩三分式朱ト四分式厘

かけ拾八匁八分壹厘ツツ

利金貳分壹朱

五年目  
一金四兩ト銀三匁

かけ拾八匁ツツ

利金貳分壹朱

六年目  
一金四兩式朱ト三匁

かけ拾六匁三分五厘

利金貳分壹朱

七年目  
一金四兩壹分ト銀三匁七分四厘

かけ拾四匁〇六厘ツツ

利金貳分壹朱

八年目  
一金四兩壹分式朱ト銀三匁

かけ九匁七分五厘

利金貳分壹朱

九年目  
一金四兩式分

かけ無し

利金貳分壹朱

拾年目  
一金五兩壹朱

かけ無し

利金貳分壹朱

十一年目  
一金五兩式分式朱

かけ無し

利金貳分壹朱

定

一席料 金壹分

定日 十一月廿一日

此講会ニおいて、何様之悪年たりとも急度相立可申候、  
並かけ利金之儀は、講席限少しも延し不申、旅行之儀  
決て致間敷事、万一無拋義ニて旅之節は、旅主請合一  
札差入、其上連中相談之上可仕事

三九八 講金借用証文

○町内中川辺

木下尚年氏所蔵

(解説) 文久二年(一八六二)の講金借用証文である。

質物として篠株や竹林を抵当とした証文で、借り主は下麻生綱場の材木商である。恐らく商業用として、多額の資金を必要としたものと推定される。

### 借用申講金之事

一金七拾五両也

為此当

(いかだのり)

桴 乗 株拾五前

字上町屋敷畑

高五升式合

御役竹代八匁五分

掟米式石五斗

右ハ前頭之通、講金慥ニ借用申候処実正明白也、然上返済之儀ハ満会迄講法之通、急度懸繼講席無遅滞出金可仕候、若一違変有之相滞候ハハ、前頭書之質地受金手前引受、取捌金子を以懸繼、聊不都合致間敷候、其上ニも出金方不行届候節ハ、加判連印之者居家屋敷控七藏田地等も御見込懸被下、御勝手ニ御引取捌可被成候、其節ニ至違背申間敷候、右ハ一村成立筋え付、御取立相成候講会之儀ニ付、聊違約筋申間敷候、且又為

後何様之御触有之候共、此講会ニおいて無相違掛繼方取斗、御損毛御苦勞相懸申間敷候、仍之為請証連印証文差入申処如件

文久二戌三月

下麻生村請主

長谷川金左衛門印

加判 金三郎印

組頭 忠兵衛印

勝山村取立講

御連中

三九九 講金割戻一札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 文久三年(一八六三)の講金割戻一札である。

なんらかの都合で講を精算したもので、そのため役所への貸付金の返済を受け、それに掛け金を合わせて割りもどしたものである。

奉請取申一札之事

一金拾両也

右ハ去戌年村方取立講会之儀、相談之上割戻致度候  
ニ付、御上様え御願奉申上候所、右之金子御上様よ  
り御下被下、慥ニ奉請取難有奉存候、別紙之通割戻  
仕講済仕候、為其一札奉差上候以上

文久三亥三月

川邊村庄屋

弥平 印

同断

曾兵衛 印

御役所

覚

一金四両

九郎治郎

一同四両

弥平

一同壹両

菊五郎

一同壹両

新兵衛

一同壹両

孫平

一同式分

彦右衛門

ノ拾壹両式分 此分割下候

一金六両

八兵衛

一同六両

才三郎

一同四両

甚三郎

一同式両

甚左衛門

一同式両

友三郎

一同三両

御用方

一同四両

村役中

ノ廿七両

掛ケ之口

四〇〇 豊良講仕法帳

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 年号は不詳であるが、中川辺村周辺六か村など

の講金を記録したもの。一六年に及ぶ相当大がかりな講会  
で、掛け金や取り主の借用金・利息などが記載された仕法  
帳の明細で、村の費用などに充当したものと推定される。

(表紙)

豊良講仕法帳

金三百両講

一金三百兩講

壱口掛金貳拾壱兩ツツ

御連中拾五人掛金

ノ金三百拾五兩也

親取

一二会目雜用親定元

親掛金拾六兩貳分也

小方掛金貳拾兩壱分也

ノ金三百兩也

但三会目取主え昨番送り金ニ相成

利足壹ヶ年宛壹割五分之極也

一三会目

親掛金拾六兩貳分也

二会目より取主

金四拾五兩 但送り金借用より利足

小方掛金拾九兩貳分ツツ

内金拾五兩は元納り

ノ金三百兩也

一四会目

親掛金拾五兩也

三会目取主より

一〇 社会

金四拾五兩 但送り金借用主より利足

二会目より取主

金三拾兩 但利掛金也

小方掛金拾八兩三分ツツ

内金拾五兩ハ元納り

引ノ金三百兩也

巳十一月  
一五会目

親掛金拾貳兩也

四会目取主より

金四拾五兩 但送り金借用主より利足

二会目より取主

金三拾兩ツツ二人利掛

小方掛金拾八兩ツツ

内金拾五兩ハ元納り

引ノ金三百兩也

午十一月  
一六会目親掛金拾五兩也

五会目取主より

金四拾五兩 但送り金借用主より利足

貳会目より取主三人

金三拾兩ツツ利掛

八五一

小方掛金拾六兩貳分

内金拾五兩ハ元納り

引ノ金三百兩也

一七会目親掛金拾五兩也

六会目取主より

金四拾五兩 但送り金借用主より利足

二会目より取主

金三拾兩ツツ四人利掛

小方掛金拾五兩ツツ

内金拾五兩ハ元納り

引ノ金三百兩也

一八会目親掛金拾貳兩也

七会目取主より

金四拾五兩 但送り金借用主より利足

貳会目より取主

金三拾兩ツツ五人利掛

小方掛金拾三兩貳分ツツ

内金拾五兩ハ元納り

引ノ金三百兩也

一西九年目  
九会目親掛金拾壹兩壹分也

八会目取主より

金四拾五兩 但送り金借用主より利足

貳会目より取主

金三拾兩ツツ六人利掛

小方掛金拾壹兩壹分ツツ

内金拾五兩ハ元納り

引ノ金三百兩也

一戌拾年目  
拾会目親掛金拾五兩也

九会目取主より

金四拾五兩 但送り金借用主より利足

二会目より取主

金三拾兩ツツ七人利掛

小方掛金七兩貳分ツツ

内金拾五兩ハ元納り

引ノ金三百兩也

一亥十一年目  
拾壹会目親掛金拾五兩也

但掛留

拾会目取主より

金四拾五兩 但送り金借用主より利足

二会目より取主

金三拾両ツツ八人利掛

小方掛金三両宛

内金拾五両ハ元納り

引ノ金三百両也

一 拾貳会目親掛金拾三両貳分也

拾壹会目取主より

金四拾五両 但送り金借用主より利足

二会目より取主

金貳拾九両壹分ツツ九人利掛

内金拾五両三分ハ元納り

引ノ金三百六両也

一 拾三会目親掛金拾両三分貳朱也

拾貳会目取主より

金四拾五両 但送り金借用主より利足

二会目取主より

金貳拾七両壹分貳朱拾人利掛

内金拾七両壹分貳朱ハ元納り

引ノ金三百拾貳両也

一 拾四会目親掛金七両貳分也

拾三会目取主より

一〇 社会

金四拾五両 但送り金借用主より利足

二会目より取主拾壹人

金貳拾五両三分貳朱利掛

内金拾九両貳朱元納り

引ノ金三百拾八両也

一 拾五会目親掛金七両貳朱也

拾四会目取主より

金四拾五両 但送り金借用主より利足

貳会目より取主拾貳人

金貳拾四両壹分貳朱ツツ

内金貳拾両貳分貳朱元納り

引ノ金三百貳拾四両也

一 拾六会目親掛金四両貳分也

拾五会目取主より

金四拾五両 但送り金借用主より利足

拾五会目取主より

金貳拾三両壹分ツツ拾三人

引ノ金三百三拾両也

右割合之儀ハ、当番之年ハ掛金も無之、雜用も不引丸取也

八五三

取番覚

|       |      |       |           |
|-------|------|-------|-----------|
| 一 式会目 | 中川邊村 | 一 七会目 | 太田村       |
| 一 三会目 | 加治田村 | 一 八会目 | 中川邊村      |
| 一 四会目 | 上蜂屋村 | 一 九会目 | 岸常右衛門     |
| 一 五会目 | 太田村  | 一 拾会目 | 西脇<br>光徳寺 |
| 一 六会目 | 山之上村 |       |           |
|       | 下蜂屋村 |       |           |
|       | 瑞林寺  |       |           |

四〇一 鬩引講仕法明細

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 年号は不詳であるが、一二か月満講のくじ引講

である。あらかじめ、くじ引の当り番号を決め、開講ごとに講金を支払うもので、当り番号の面白味を目的とした庶民娯楽の講である。

鬩引講仕法之事

一口数貳百四拾口 但シ壹口銀三匁毎月集  
十二ヶ月満講

但シ三月目毎ニ会講

壹ヶ年ニ四会

鬩引左之通

|     |     |
|-----|-----|
| 壹鬩  | 金三兩 |
| 貳鬩  | 金壹兩 |
| 三鬩  | 金三分 |
| 拾鬩  | 金貳分 |
| 貳拾鬩 | 金壹分 |
| 三拾鬩 | 金壹分 |
| 四拾鬩 | 金壹分 |
| 五拾鬩 | 金三分 |
| 六拾鬩 | 金貳兩 |

並鬩五拾本銀七匁五分宛

右之通鬩引ニて相渡シ、壹会六拾本四会鬩当り之口、都合貳百四拾口也、尤鬩当り候並入可被下候

一 壹鬩・貳鬩・三鬩・五拾鬩・六拾鬩御当り之方ハ、

其場ニて満講迄之掛銀講元え相預り可申事

一 毎月掛銀取集之事

一 十二ヶ月目満講割戻シ左之通

但シ銀貳百匁を以右四会之内、鬩当り無之候御方え

割戻シ可申事  
銀百式拾匁を以並鬩壹度御当り之御方え、割戻シ可  
申事

中川邊  
妙雲寺会所

## V 庶民生活

### 四〇二 飛驒川流木一札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 元禄一六年（一七〇三）の流木に関するものである。飛驒川を流れてきた御用木に、三人の村人が嫌疑を掛けられたため、村役人をはじめ、村人すべてが文書に署名し、そのような疑いは誤りであることを役所へ届け出たのである。

（表紙）

川邊村

差上申一札

惣百姓

未二月廿七日

差上申一札

一 川邊村元庄屋源兵衛老・長左衛門・弥助三人之者、  
去ル巳八月出水之節、飛州より流出申候御用木、盜  
取候段、其節奉訴之候、依之右三人之者度々被遂御  
吟味候処、三人之者相答候ハ、右流寄木之儀御用木  
之御事、御大切ニ奉存候ニ付、所々流散有之候ヲ惣  
百姓ニ申渡、一同ニ相集させ置申候得共、川端捨置  
候てハ紛失も可仕候哉と、無心元存三人相談之上、  
手前々え取揚候て預置、其砌材木元ノ衆へ無相違相  
渡、川下シ無滞相済申候之旨申之候、此上なから盜  
取と申掛候段、何とぞ証拠有之候は可申上旨、此度  
も度々御呼出被仰付候得共、盜候ニ無紛との証拠と  
てハ無御座候、胡乱成儀を申上今更奉誤之候、為後  
日如斯御座候

元禄十六年末二月廿七日

川邊村小百姓

|   |   |   |   |     |
|---|---|---|---|-----|
| 弥 | 七 | 次 | 郎 | 作   |
| 新 | 次 | 郎 | 市 |     |
| 孫 | 作 | 与 | 三 | 右衛門 |
| 新 | 六 | 九 | 郎 | 右衛門 |
| 左 | 兵 | 五 | 兵 | 衛   |

|   |      |   |      |
|---|------|---|------|
| 長 | 助    | 増 | 右衛門  |
| 忠 | 作    | 佐 | 次兵衛  |
| 作 | 兵    | 忠 | 右衛門  |
| 半 | 十    | 長 | 助    |
| 作 | 左衛門  | 安 | 兵衛   |
| 佐 | 次    | 与 | 三兵衛  |
| 弥 | 五兵衛  | 新 | 吉    |
| 仲 | 右衛門  | 孫 | 七    |
| 助 | 八    | 善 | 助    |
| 長 | 兵衛   | 三 | 四郎   |
| 彦 | 兵衛   | 博 | 兵衛   |
| 清 | 三郎   | 吉 | 兵衛   |
| 太 | 郎兵衛  | 喜 | 三郎   |
| 清 | 六    | 太 | 郎右衛門 |
| 長 | 六    | 長 | 右衛門  |
| 孫 | 右衛門  | 藤 | 藏    |
| 彦 | 右衛門  | 新 | 兵衛   |
| 次 | 郎右衛門 | 四 | 郎右衛門 |
| 吉 | 左衛門  | 六 | 兵衛   |
| 長 | 吉    | 与 | 三兵衛  |

申候以上

川邊村組頭

新右衛門 助印

同断 庄助印

同断 利右衛門印

同断 市郎右衛門印

同断 助九郎印

同断 惣兵衛印

庄屋 惣兵衛印

四〇三 飛驒川流木一札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

（解説） 元禄一六年（一七〇三）の流木の文書で、史料

四〇二に関連したものである。嫌疑を掛けられた三人の届け出で、疑いが晴れても訴人に対して、一切遺恨は残さないという一札である。

御役人中様

|        |       |
|--------|-------|
| 喜四郎印   | 権四郎印  |
| 甚四郎印   | 清四郎印  |
| 徳左衛門印  | 彦四郎印  |
| 市郎兵衛印  | 彦八印   |
| 五郎兵衛印  | 九兵衛印  |
| 忠兵衛印   | 孫左衛門印 |
| 圓右衛門印  | 小次郎印  |
| 平作印    | 助藏印   |
| 小平次印   | 弥七印   |
| 惣十郎印   | 喜七印   |
| 与五兵衛印  | 清助印   |
| 長吉印    | 五右衛門印 |
| 助七印    | 八左衛門印 |
| 勘九郎印   | 小十郎印  |
| 小市印    | 武助印   |
| 新七印    | 彦助印   |
| 藤次郎印   | 惣右衛門印 |
| 太郎左衛門印 | 才助印   |

右之百姓中申上候趣相違無御座候、依之私共奥書差上

(表紙)

川邊村元庄屋

右同 断年寄

源兵衛

差上申一札

右同

断弥助

未ノ二月廿七日

長左衛門

差上ケ申一札

去ル巳ノ八月洪水之節、從飛州流出候御用木之儀、川邊村へも少々流寄申候ニ付、惣百姓え申渡シ為御馳走、一所ニ相集させ置申候、其分ニて川端ニ差置候てハ、夜中紛失之程無心元奉存候ニ付、私共相談仕手前々へ取揚預り置、木数帳面ニ記早速御用木元ノ方へ相達、無相違引渡之川下シも相済申候、然所ニ右之御用木私共盜取申之旨、脇百姓衆より其砌被相訴之候ニ付、度々被召出被遂御穿鑿候、毎度御断申上候通御用木之義、紛失無之様ニ可念入候旨、度々被仰付証文等差上ケ候御事ニて、聊盜取申心入ニ印無御座候、右之通川端ニ差置候てハ、失木も無心元奉存候て、手前々え取揚奉預之候御事ニ候、御用木之義ニ候処ニ、御役人中へも相伺不申、私共下え夜中ニ揚下シ仕候段、無念成致形

被思召之旨御尤ニ奉存候、此度之義は引渡シも無相違川下シも相済、其上惣百姓中よりも御断書も被差上ケ候ニ付て、其段江戸えも被仰上被下候旨難有奉存候、就夫右御訴被申上候百姓中対、毛頭遺恨残り申間敷候、向後流木之節は不及申ニ、不依何事ニ意趣含候儀仕候は、急度越度可被仰付候旨奉畏候、為其一札差上ケ申候以上

元禄拾六年未ノ二月廿七日

元庄屋

右年寄

源兵衛印

右同断

弥助印

長左衛門

印

川邊

御役人中様

四〇四 奉公人請状

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説)

延享四年(一七四七)の奉公人請状である。年

貢上納のため、我が子を奉公に出したときの証文である。

### 年季御奉公仕請状之事

一 川邊村矢嶋八左衛門殿え、山之上村太吉世倅千太郎と申者、当卯暮より亥之暮迄中、年八年之内年季ニ罷出、金子壹両貳分御借シ被下、慥ニ請取御年貢ニ上納申処実正明白也、右之千太郎昼夜御奉公可仕候、何用何夫も仕可被成候、宗旨ハ代々川邊村妙雲寺旦那紛無御座候、何時ニても寺判取可遣候、御家御法度相背申間敷候、若取逃欠落仕候は、其臙物之儀ハ不申及同人尋出シ、人代成共身代成共御好次第ニ可仕候、御仕着せ之儀ハ御家之御法次第ニ可被成候、其外何様之不屈仕出シ候共、我等共請合申上ハ急度埒明ケ、其方へ少も御苦勞かけ申間敷候、為後日請状依て如件

延享四年卯十二月

奉公人 千太郎  
親 太吉  
請 人 吉  
同 断 与左衛門  
三右衛門

### 八左衛門殿

右之金子壹両貳分、年季明キ候ハハ返済可申候、若又不奉公仕候て御暇被下候ハハ、其節急度相済可申候、為其奥書仍て如件

卯極月

奉公人親 太吉

### 四〇五 金子借用証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 宝曆七年(一七五七)の借用証文である。年貢が上納できないため、多額の借金をしたもので、田地を質物としている。

### 借用申金子之事

一金三拾五両は 元金也

右之金子当丑暮、御年貢ニ指詰り申ニ付借用仕、慥ニ請取御年貢ニ上納申所実正也、利足之儀壹割半を

相加え、来寅十二月廿日切ニ急度返済可申候、此質

物ニ拙者控之内

同郡村之水帳之内所は中深

一上田壹反式畝拾五歩

同村同所

一上田壹反式畝拾五歩

高壹石七斗五升  
掟式石八斗

高壹石七斗五升  
掟式石八斗

右之田地質物ニ書入申候ハ、元利之内少ニても相滞候

ハハ、田地其方え御控ニ可被成候、尤於此田地ニ郷中

諸親類、無尽講何高之構少シも無之候、其元え少も御

苦勞掛申間敷候、若何様之儀出来候共請人埒明可申候、

為後日之証文仍て如件

宝曆七丁丑十二月

かり主

請人 徳右衛門 印

組頭 喜右衛門 印

市郎兵衛 印

八左衛門殿

#### 四〇六 質地証文

○町内石神

石神区所蔵

#### （解説）

宝曆一三年（一七六三）の質地証文である。なんらかの都合で村入用金を三人が笠松役所から借り、そのため、村役人を証人として田地を質地とした証文である。

差上申質地証文之事

反別合四町四反式畝八歩

上々田四反五畝式拾歩

内 上田九反四畝式拾歩

中田六反式畝三歩

下田四反式歩

右は此度御用金当未六月より、来ル子ノ六月迄五ヶ年季、御拝借被仰付依之右質地、美濃国加茂郡石神村拝借主、左之名前之者共所持仕候書面之田地、別紙ニ拾書拔帳差上置申候、尤御用金之義ニ御座候間、元利金無滞、別紙証文之通急度上納可仕候、右書入之田地ニ付諸親類ハ不及申、脇より一切障之者無御座候、勿論書面之地所之内、壹歩之所も外ニ書入仕金子借用不在、若此上書入等ニ仕候ハハ、地主之義ハ不及申、加判之者共如何様之御科ニも可被仰付候、為後日質地証文差上申所仍て如件

宝曆十三年未六月

美濃国加茂郡石神村

拜借實地主

金次郎

同断

同断

新兵衛門

同断

百姓代

孫太郎

年寄

又右衛門

庄屋

嘉兵衛

笠松

御郡代所

#### 四〇七 金銭貸借済口証文

○町内石神

石神区所蔵

#### (解説)

天明二年(一七八二)の金銭借用に関するものである。元庄屋職の村入用金の未返済について、三か村の村役人が仲介となり、財産処分と貸り主・村分担の割り合いを決め、役所あて届けた証文である。

#### 差上申済口証文之事

一 百姓金次義、拾四年已前千種六郎右衛門様御支配之節、庄屋役相勤罷在、其節小敷金三拾八両拜借仕、年々御利足相勤来候処、段々困窮仕、去ル子年より右利足差出候義、難成相滞候ニ付、嚴敷御取立被仰付候得共、手段尽果致方無御座候ニ付、身上限家財等迄村方え差出シ仕、不足之所ハ村方弁金仕呉候様相頼申候処、元来右金子之儀ハ、金次・角兵衛・新左衛門・長三郎・久六、五人之者田地書人質地、小前帳差上置候間、右田地主之者より弁金被仰付被下候様、小前之者相願候処、右金子三拾八両之内、六両三分拾分四角は角兵衛・新左衛門・長三郎・清右衛門四人之者借り請、猶又三分八角兵衛借り請、式両壹分四角六分村方借り請ニ在之、右之分引落シ殘金式拾八両余り、金次壹人之引請ニ在之、金次儀不埒至極ニ付、御咎之上手錠村預ケ之上、御吟味被仰付奉恐入候、然処右書入地主之者より、不殘弁金仕候様ニ相成候事てハ、四人之者共迄身上潰ニおよび、御年貢も難相勤家督ニ離難儀仕候間、右返納差支候段申上難渋仕候ニ付、然ハ元来笠松御役所ニて御取

計之事故、御添翰を以右御役所へ、御差出被仰付候旨被仰聞奉畏候、左候てハ困窮之村方此上入用も相掛、双方共難義之筋ニ付、石神村上組庄屋藤助・同吉三郎・上川邊村孫左衛門・下川邊<sup>(村)</sup>庄屋嘉六・年寄武助取喫、内済為仕度御願申上、御聞済之上双方へ意見之加へ取喫仕候、諸勘定済方之儀ハ左ニ奉申上候

一金 (空 欄)

内 金 (空 欄) 村方へ田地差出候分

金九兩壹分 家諸道具売尽之分

錢貳百五十四文

是ハ子丑式ヶ年小藪金利足笠松へ相納申候分

一金貳拾八兩也 金次借り請金

貸質地主

内金拾四兩は 角兵衛

新左衛門

長三郎

久 六

右ハ質主名前之者、年々元利返納可仕筈相極申候金拾四兩は

右ハ村方惣高割ニ引請仕、年々割合取集返納可仕

筈相極申候

一金七兩貳分式匁五分 金次年々庄屋方え未進金、委

細別紙帳面有之候

内六兩三匁式分

是ハ村当り小藪金利足、年々金次取替相納候分、

書付廻差繼

残て

金壹兩壹分拾四匁三分 村弁金

右之通取喫内済双方得心仕候ニ付、金次儀御咎御<sup>(悲)</sup>慈非を以、御免被成下難有仕合奉存候、然上ハ金次儀、格別村方え損失相掛候得共、右元金村方え返済不申内ハ、何ヶ年相立候ても元百姓へ立歸り、高等所持申儀は決して不仕候様相極申候、右内済之通双方より年々上納、已来右ニ付出入ヶ間敷儀、毛頭申上間敷候、偏ニ御威光を以内済仕難有奉存候、依之双方連印済口差上申候、仍て如件

天明二年寅四月

願人

孫太郎<sup>印</sup>

同 断 久右衛門<sup>印</sup>

同 断 源 助<sup>印</sup>

同 断

仁左衛門 印

金子拝借主相手同断

金 次 印

質地貸主同断庄屋

角兵衛 印

同 断

新左衛門 印

同 断

長三郎 印

同 断

久六 印

前書之通相違無御座候以上

右村年寄

定次 印

下川邊

御役所

右之通拙者共取扱内済仕候、依之奥印仕候已上

取扱人石神村上組庄屋

藤助 印

同 断

吉三郎 印

同 断上川邊村

孫左衛門 印

同 断下川邊村庄屋

嘉六 印

同 断同村年寄

武助 印

右之通济口四月六日御役所へ差上、則写ニ印形取揃、取扱願方相手三処へ所持致置申候以上

#### 四〇八 金子取替内済証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

#### （解説）

天明七年（一七八七）の金銭関係のものである。多額の借用金が返済不能となり、仲介人の折衝によって、返済金を協議した証文である。恐らく、借用金は事業資金であつたと推定される。

内済金子為取替証文之事

一元金七百五拾両

証文四通之表

利金百四拾七両貳分

元利合金八百九拾七両貳分

内

金百両は

当座金ニ請取

金貳百両は

当月限請取可申極

金七拾五両は

山林四ヶ所金子替ニ請

取

金三百七拾五両

引残金五百式拾式両式分

了簡を以不及返金ニ相

済申候

右之通御取替申候処、其許勝手方御不如意ニて、返済

難成候ニ付、尾州様御役所え御願申上、御添簡頂戴仕、

井上又左衛門殿・石原四郎左衛門殿え出願仕候処、石

原四郎左衛門殿太田御役所え御懸合被成、内済仕度御

頼ニ付、太田御役所より内済被為仰付、取噺人太田宿

林市左衛門・林勘兵衛・石原四郎左衛門殿より、関郷

廣瀬宇左衛門・後藤作右衛門、右四人之衆中御取噺ニ

て、右書面之通了簡を以金三百両、外ニ山林四ヶ所請

取致、納得無故障内済仕候上ハ、毛頭違乱申間敷候、

為後日之取替証文加判仍て如件

天明七年未六月

加茂郡下麻生村本人

長谷川久左衛門印

同村庄屋親類

長谷川新右衛門印

武儀郡上有知村親類

鈴木市郎右衛門印

加茂郡川邊村

矢嶋八左衛門殿

右本文之通拙者とも致取噺、双方納得之上内済仕故障

之儀無御座候、仍て致奥書候以上

加茂郡太田宿取噺人

林市左衛門印

同宿

林勘兵衛印

#### 四〇九 奉公人年季証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

#### （解説）

寛政五年（一七九三）の奉公人年季証文である。

恐らく、借金の代りに一〇か年の奉公に出たもので、相当  
厳しい付帯条件がついている。

#### 年季証文之事

一 武儀郡神湊村大橋久藏倅甚之助と申者、当丑年より

戌年迄拾ヶ年之間御奉公ニ罷出、為御給金年々御仕

着可被下之由奉畏候

一 宗旨は代々禅宗、当村龍門寺旦那粉無御座候、万々

一 相果候ハハ、何時ニても寺判取可進候、其時一言

之違背申間敷候事

一 右奉公人取逃欠落致候ハハ、其雜物ハ不及申、本人  
尋出御家之御作法之通り取斗、少も御苦勞掛申間敷

候

一年季之内無故障相勤、末々御奉公仕候ハハ、此手形ヲ以御召仕可被下候

一奉公人甚之助儀ニ付、何様之儀出来仕候共、少も御苦勞掛申間敷候

右之通り其外御家之御作法、急度相背申間敷候、奉公人年季証文仍て如件

寛政五年丑正月

川邊  
矢嶋八左衛門殿

神洲村奉公人親  
久藏印  
同 奉公人 甚之助印  
同 親類 弥三郎印  
同 五人組 新治郎印  
同 組庄屋 嘉兵衛印

#### 四一〇 葬儀一札

○町内福島

福島区所蔵

#### (解説)

文化七年(一八一〇)の一札証文である。山本村の女性が福島村で死亡したため、庄屋から庄屋あての葬儀に関する文書である。この女性は独居人と思われる。

一札

一 今般当村嘉兵衛後家儀、其御村方林藏所え遊びニ参居候節、急病ニ付今般病死仕候故、何卒其御村方ニて葬式被成下候様御引合被下、当村ニ故障無御座候間、乍御苦勞其御村方ニ御埋被下候、為後日一札仍て如件

文化七年午二月八日

山本村庄屋

佐々木弥五右衛門印

福島村庄屋

半十郎殿

#### 四一一 拝借金証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

#### (解説)

文化一四年(一八一七)の借用金証文である。

書式は大嶋役所からの拝借金となっているが、上納金未納など、なんらかの事情により借用形式となったものであるう。

奉差上候拝借金証文之事

一金拾両也

右は私不勝手ニ付、御願申上拝借仕候処実正也、然上ハ来寅暮より亥暮迄、年壹割之利足相加へ、元金壹両宛相添、十ヶ年之間急度上納可仕候、若元利之内少ニても相滞り候ハハ、受人之者え家財引取、無相違急度上納可仕候、為後日証文加判依て如件

文化十四丑年十二月

御役所

得右衛門 印  
親類受人  
儀右衛門 印  
同所  
嘉助 印  
川邊村  
受人  
才三郎 印

四二二 奉公人請状

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 文政二年（一八一九）の奉公人請状である。年貢上納のため奉公に出たもので、幾つかの条件が付されている証文である。

奉公人請状之事

- 一 九郎右衛門倅龜助と申者、御年貢ニ差詰申ニ付、当卯之十二月廿日より辰十二月廿日迄、壹ヶ年切之御奉公罷出、為御給金壹両三分被下、慥ニ請取御年貢ニ上納申処実正也、然上は不限昼夜ニ、何様之御奉公ニても被仰付候通、相背申間敷候
- 一 御公儀様御法度之儀は不及申、御家之御作法相背申間敷候
- 一 宗旨代々川邊中之番村、養瑞寺旦那紛無御座候、御入用之節は何時ニても寺判取可進候
- 一 取逃欠落仕候ハハ、其雜物之儀は不及申、本人尋出

人代成共之御切米成共、御好次第ニ相立可申候、右  
龜助義此意ニ入候ハハ、此手形を以何ヶ年ニても御召  
仕可被下候、若長煩仕欵、我俣申上中途ニ御暇被下  
置候ハハ、御切米を以日割之勘定相立可申候

一正・五・九月は休日被下間敷由、被仰付候通奉畏候、  
為後日証文仍て如件

文政二己卯年十二月

矢嶋八左衛門殿

奉公人主 助 印  
親 龜 九郎右衛門 印  
親類請人 松右衛門 印  
五人組請人 竹治 印  
組頭 茂左衛門 印  
川邊村口入請人 倉七 印

#### 四一三 飛州御用木取扱一札

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 文政三年(一八二〇)の飛州御用木に関するものである。下麻生綱場から流れて来た木材を、村人が心得違いの扱いをしたため、既に訴訟になるところ日延べとなった。そのため、村方三役にて改めて取り調べるとある。事実上の村預りの処置である。

#### 指出シ申一札之事

一飛州南方山内より、御伐出シ候去卯年分御材木、御川下ヶ中当十一月出水ニ付、下麻生湊御綱押切及散乱ニ候ニ付、為御調大番衆中御見廻り先ニて、私共村方之内心得違之者共有之由、不埒成儀御目ニ留り、今般御吟味被仰付之所、誠ニ重々不埒之段恐入、一言之申訳無御座候、御大切成御用木不屈之致方、御内分ニも難相成、御本方え御達之上、御訴訟ニも可被成旨被仰聞、御尤至極ニ奉存候、左候てハ村方ハ申ニ及、郷中如何躰之御吟味可被仰付哉、難斗及難

洪ニ候てハ、何分御勘弁之上御内分ニてハ、御済被下候様組合一同、段々御歎御願上候処、当冬御川下ケ之節迄、厚御憐愍を以御日延ニ被仰付、千万難有仕合ニ奉存候、然上ハ小前一同急度吟味仕、当人詮儀之上御差図請、有躰ニも吟味可仕候、仍之名主組頭百姓代連印ニて、日延御断証文差上申儀仍て如件

文政三辰年二月

又右衛門印

源太郎印

長十郎印

孫右衛門印

下麻生湊立会人  
龜太郎印

飛州御材木大番  
与兵衛殿

彦次殿

惣助殿

四一四 貸金返済出入訴書

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説) 文政五年(一八二二)の貸金返済をめぐる訴書である。貸付金の返済・未返済に関する紛争で、受取書が一三年前のものとの言い分から、親せきから村役人まで巻き込んだ事件である。そして役所の判断を仰ぐため、貸し主が訴えたもの。

乍恐以書付奉願上候御事

川邊村上町  
訴訟人

才三郎

一 貸金滞り出入

金子借主

彦右衛門

一 右才三郎奉願上候は、去巳十二月金壹両貳分、当午之十月切ニ引合取替遣シ置候跡、切月ニ相成申候ても返済不致候ニ付、十一月二日ニ右之金子、致返済呉候様ニ及催促ニ候処

一 彦右衛門申遣候ハ、今晚懸御目ニ可申と申遣候、同日晩同人参申候ハ、当二月朔日ニ金貳両利足共相渡シ申置候、勿論其元直筆割判付之請取書所持仕候、帳面御吟味可被成と申立歸り申候

一 当春より之諸帳面吟味仕候得共、請取候訳一向無御座候、同三日請取書持参、可被致と書状遣シ申候

一 彦右衛門申遣シ候ハ、今晚可致持参と返事遣シ申候、同人請取書致持参候ニ付、請取書相改見申候ニ、割判付私シより遣シ候請取書ニ、相違無御座候得共、

紙色古び候ハ一向合点不参、若シ拾三ヶ年以前文化七年之、請取書ニテハ可有哉と心付候ニ付、古帳面吟味仕候得ハ、金貳両ト銀壹匁五分、二月朔日ニ請

取候訳御座候、甚以難心得致方と存親類只助を招キ、右之様子を咄シ致候て、彦右衛門致取持候請取書、

夫を以取寄古帳面ニ合せ見申候所、割判合候跡少も相違無御座候

一 只助申候ハ、是ハ以之外之心得違成儀ニ御座候、先々内分ニ被成置可被下候と申、同人彦右衛門方え請取書持参いたし内々申聞候処

一 彦右衛門答候ハ、先方ニハ拾三ヶ年以前之古帳面ニ、

割判合申候ても私シハ当二月朔日<sup>(日)</sup>、金貳両ト利足壹匁五分相渡シ申候ニ、相違無御座候と申候、左候得ハ才三郎方えも、此段可申通とて歸り申候

一 彦右衛門組合親類相招申談事候処、組合中申候ハ、私シ共も今一応同人と致面談、若シ了簡違ニテハ無御座哉と相尋候所、此方ニ少も間違義無御座候と被答候段、組合親類より相届ケ候故、無拠組頭万右衛門え相届ケ申候

一 万右衛門方え彦右衛門親類組合一同、呼出シ被相糺候跡、同人答候ハ、先方ニハ拾三ヶ年以前之帳面ニ割判合申候ても、私シハ当二月朔日ニ金子相渡シ申候ニ、相違無御座候段相答申候故、無拠奉願上候、此段被為聞召分彦右衛門被召出、御吟味之上事明白ニ相分り候様、被為仰付被下置候ハハ、難有仕合ニ奉存候以上

文政五年年十二月

川邊村願主  
才三郎<sup>㊦</sup>  
同 村庄屋  
甚兵衛<sup>㊦</sup>

御役所

四一五 荷物送り行違い一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文政六年(一八二三)の荷物関係の一札である。荷物の送付・受領について手違いがあり、取り調べを受けたため、その間の事情について釈明した文書である。

差出申一札之事

一去巳十一月犬山杉下九郎兵衛より、当御役所置表・縁糸・紙共菰包にて、貴様当送り荷物拙者車屋迄送り被遣候得共、右荷物送り状も無之、剩舟頭より挨拶も不致、右車屋門庭ニ菰包荷物壺箇罷在候ニ付、拙者方定宿泊り商人荷物と相心得、右商人荷物一同積込置候処、去冬右諸荷物夫々送り出し引渡候跡、右菰包荷物壺箇相残居候処、折節拙者下筋にて相求メ候置表、拙者方表之義ハ註文違故、関町白木屋にて壳替へ候処、右杉下より送り参り候置表同品ニ有之、殊ニ壳替候節不速之義共有之候ニ付、拙者え御

疑相掛り、夫より追て御取調御座候処、前頭之通商人荷物と間違居候ニ付、為右荷物ニ無之哉之段、各え相届ケ候処、則御立会相改被成候跡、右荷物相違も無御座候ニ付、今般各え御引上ケ、元荷主杉下九郎兵衛え相渡被成候、尤是迄間違留置候段ハ、拙者全不法調、依之右間違相断之一札差出シ申処仍て如件

文政六未年正月

当本人車屋

久吉印

同村親類惣代

忠次郎印

同村五人組合

次郎作印

当村庄屋

官兵衛殿

四一六 屋敷売渡証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 文政七年(一八二四)の屋敷売渡証文である。なんらかの都合で金銭が必要となり、屋敷を抵当として期

限付きで借用した証文である。

老年限ニ売渡申屋敷之事

川邊村御水帳之内所居屋鋪七百四拾貳之内

一上々畑七畝拾四步貳厘

高八斗九升九合七勺

代金八両也

右之家舗売渡代金慥ニ受取申候処実正也、然上ハ当暮元金返済仕候ハハ、右屋敷御戻シ可被下候、万一元金之内少ニても相滞申候ハハ、右屋敷末々迄其方え御控可被成候、尤此家舗ニ付何方之構少シも無御座候、為後日証文仍て如件

文政甲申年八月

屋舗売主

甚

九郎印

組頭

市郎

右衛門印

庄屋

甚

三郎印

八兵衛殿

四一七 御林山入山口上書

○川辺町所蔵  
(西村家文書)

(解説)

天保一二年(一八四一)の御林山に関するものである。無断で入山したため取り調べを受けることとなり、そのため、両組の庄屋が取り調べの日延べを願った口上書である。村預りをねらったものと思われる。

乍恐口上書之事

一 当正月十七日上組ニて、次郎八後家ゆい、同村下組ニて長三郎、外ニ式人逃延候者有之、右之者心得違ニて、御林山え盗伐ニ入込候処、御山廻り衆之御目ニ留り、笠松御役所御訴遂御吟味、可被下候趣被仰候段、尤至極之儀ニハ御座候得共、左様相成候てハ、当人ハ勿論村方一同難渋之儀御座候得は、已後重て心得違之者有之候時迄、御日延被成下候様偏ニ奉願上候、右之趣御聞済被成下候ハハ、難有仕合ニ奉存候以上

天保十二年(辛丑) 丑壬 正月八日

上組庄屋 貞助  
下組庄屋 久兵衛

大嶋甲斐守殿御代官  
矢嶋甚九郎殿  
御山廻り衆中

四一八 金子借用証文

○町内福島

福島区所蔵

(解説) 天保一四年(一八四三)の金子借用証文である。年貢上納に差し支え借用したもので、抵当は山林としている。村入用金と思われる。

借用申金子之事

一金貳拾両は

元金也

此質物

一林山沓ヶ所

但シ三丁四方

右ハ当卯御年貢ニ差詰り申候ニ付、右之金子只今慥ニ

借用仕候処実正ニ御座候、但シ返金之儀ハ、来ル辰十月切ニ元利共不殘御返金可仕候、若シ元利之内少ニても相滞候ハハ、右かき入之質物加判之ものへ引請売払、貴殿え少も御損御苦勞掛ケ申間敷候、為後日加判仕候処一札依て如件

天保十四年卯十月

かり主 小三郎印  
加判 慶助印  
組頭 禎助印

兼山村

藤懸文七殿

四一九 奉公人請状

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 嘉永六年(一八五三)の奉公人請状である。年貢上納のため奉公に出たもので、厳しい条件が付されている証文である。

奉公人請狀之事

一 由介倅鎌吉と申者、御年貢ニ差詰り申ニ付、丑極月廿日より寅極月迄、壹ヶ年切ニ御奉公ニ罷出、為御切米金貳両壹分被下、慥ニ請取御年貢ニ上納申処実正也、然上は不限昼夜ニ、何ヶ様之御奉公ニても被仰付候通、相背申間敷候

一 御公儀御法度之儀不申及、御家之御作法相背申間敷候

一 宗旨代々禅宗ニて、比久見村妙樂寺旦那紛無御座候、御入用之節ハ何時ニても寺判取可進候

一 取逃欠落仕候ハハ、其雜物之儀は不申及、本人尋出し人代成共、御切米成共御好次第相立可申候、右鎌吉も御意ニ入候ハハ、此手形を以何ヶ年ニても御召仕可被下候、若長煩仕欵我尽不埒申上、不入御意ニ中途ニ御暇被下候ハハ、御切米日割之御勘定ニて、急度相立可申候

一 正・五・九月は休日被下間敷由奉畏候、為後日請狀依て如件

嘉永六丑年十二月

奉公人  
鎌吉印

矢嶋八兵衛殿

川邊村  
伊新組親類  
おや由  
助印  
吉印  
八印  
助印

四二〇 流木書狀一札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所藏

(解説) 安政五年(一八五八)の流木売買に関する一札である。洪水による流木の売買について、既に約定がありながら返事が遅れたため、トラブルが生じ、そのための書狀である。

差入申一札之事

一 当七月大水ニ付、栃井村字 世牧(ママ)と申所ニて、私弟治助外式人ニて橋木壹本掛留置候、然所御当家様御

望之様子ニも御座候間、利平殿御同道ニて、右場所へ参り木品見立、値段迄も御引合申夫より帰村仕、弟治助並外式人者へ相談為致、若行届不申候ハハ、早速御沙汰可申候、此尽ニて御沙汰不申候ハハ、御引合通り御買上可被下候様御約定申置、治助より外式人仲間え、相談仕候様申聞置候所、彼是御返事延引ニ相成候内、御手人ヲ以右木品川上ケ被成相談之行届不申、御当家え対シ申訳も次第ニて、無抛友右衛門殿相願御詫申上、右品御差戻シニ相成候様御願申上候所、早速御承知被下難有義ニ奉存候、右御詫一札差入申所如件

安政五年七月

矢嶋八兵衛殿

本人 甚蔵印  
親類 甚三郎印  
挨拶人 友右衛門印

四二一 水車小屋操業一札

○町内福島

福島区所蔵

(解説) 安政六年(一八五九)の車屋に関する一札である。操業により渡し場道が損傷した場合の補修のこと、一方では河川の水見回りなども、合わせて実施するとの証文である。

差入申一札之事

一其御村御高附所ハ、小役外伊三屋敷、私シ控ニ相成居候所ニ車屋仕候処、捨水之儀ニて若渡し場へ下りル道損事候節は、私シより破損仕候、仍之車屋致居候内、老札出入申処、猶又出水平水見廻等仕、道行差支致間敷候、仍て如件

安政六年未正月

比久見 助太郎印

福島村庄屋 小森小三郎様  
同 村庄屋 伊三郎様

#### 四二二 金子借用証文

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文久二年(一八六二)の借用証文である。年貢上納に困り、畑地を質物として借用したもので、期限は翌年の一二月となっている。なお、庄屋はこの時代、当番・休番の二人交替制であった。

#### 借用申金子証文之事

一金拾両也

元金

此質物は

一下畑壹畝廿壹歩

高壹斗三升六合  
掟壹石也

右は追々御年貢未進金ニ差詰申ニ付、書面之金子借用仕上納申処実正明白也、返金之義は来亥十二月限、元利共急度返済可仕、万々一利銀ニても滞候節は、加判之者立会右書入之質地売払、無相違弁金可致、依之加判証文為後日如件

文久二戌年十月晦日

#### 四二三 金子借用証文

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

板井村  
嘉吉殿

(解説) 文久二年(一八六二)の借用証文である。上納金を、一三名の者が笠松役所から借用したもので、田畑家財を抵当としている。なお、あて先の年寄役が代表して役所から借りたものと思われる。

#### 借用申金子証文之事

かり主  
藤左衛門妻  
後家  
ち  
加判引受人親類  
五郎八  
年寄  
官兵衛印  
休番  
喜右衛門印  
当番  
庄屋  
印

笠松御役所御拝借金之内  
一金五両也

元金

但来亥年より来卯年迄五ヶ年賦、年季中毎年十一月晦日迄之内、上納方利壹割元式割返納之積り

此内訳

|        |         |       |
|--------|---------|-------|
| 一金壹分   | 上町 小前   | 九兵衛印  |
| 一同壹分   | 同       | 喜七印   |
| 一同壹分   | 同       | 新右衛門印 |
| 一同壹分式朱 | 同       | 源六印   |
| 一同壹分式朱 | 同       | 金六印   |
| 一同壹分式朱 | 同       | 六兵衛印  |
| 一同壹分式朱 | 同       | 永助印   |
| 一同壹分式朱 | 同       | 庄次郎印  |
| 一同壹分式朱 | 同佐助伴同人代 | 孫兵衛印  |
| 一同式分   | 同       | 半兵衛印  |
| 一同式分   | 同       | 久藏印   |
| 一同式分   | 同 神主    | 河内印   |
| 一同式分   | 同 小前    | 左左衛門印 |

小以×金五両也

此銀三百匁

右は追々困窮之儀ニ付、御收納並御役銀向差支必至難  
渋仕、一同十方ニ暮賄方不行届、無扨拝借之儀奉願上  
候処、厚御汲取私共助ヶ方として、前出之通分ヶ拝借  
御貸渡被下置、只今慥ニ借用仕候処実正明白也、然ル  
上は年賦御上納中ハ勿論、何様之儀ニ付上納方被仰付  
候節は、聊以不都合之次第申上間敷、誠ニ御実意之思  
召を以御助方等被成下、偏ニ御陰を以御百姓相続可仕  
候、右年限中何様之儀出来候坎、永之<sup>(キウ)</sup> 繫ニて家財  
田畑讓渡候義差掛り候共、親類五人組頭共より加判差  
加候上は、其趣以前御達シ申出、拝借金子弁納之上な  
らては、壹品余りとも方附申間敷、依之銘々借用連印  
五人組加印証文如件  
文久二戌年十二月

源 六印  
金 六印  
左左衛門印  
九兵衛印  
六兵衛印  
永助印

半兵衛印 久藏印 佐助代 孫兵衛印 庄次郎印 新右衛門印 喜七印 河内印 源六親類 金六親類 喜七印 李左衛門親類 半兵衛印 九兵衛親類 長藏印 六兵衛親類 孫兵衛年寄 源六印 新右衛門親類 平三郎印 喜七親類 金六印 庄次郎頭人 林吉印 五人組頭 喜四郎印 同断 五郎八印 同断 又右衛門印

年寄  
官兵衛殿

同断 平三郎印  
同断 龜三郎印  
喜断 助印

#### 四二四 金子借用証文

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

（解説） 慶応二年（一八六六）の借用証文である。借り主の住所の記載がないが、恐らく下川辺村外の商人と思われる。多額の借用金の質物として、生糸を充当している。

#### 借用証文之事

一金百貳拾兩也

元金

但利足金壹兩ニ付壹ヶ月七分ッ

此質物ニハ

一生糸貳拾抱差入

但老抱目方正味三百目

右之通無抛仕入金ニ付、金子借用申処実正也、然ル上ハ右金子返済之儀は、来ル十一月限り、元利共急度御返済可仕候、為後証仍て如件

慶応二年寅八月十日

借用人

問屋 亀三郎印

木下内記様

#### 四二五 溜池死人届出書

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 年号は不詳であるが死人の処置照会である。下

川辺村の借地溜池に死人があつたため、役所に届け出るとともに、借地主の中之番村(中川辺)にも連絡した書信である。

(封書)

中之番村

村役人中様

急用事

下川邊村

村役人

(セン)

以 剪 紙致啓上候、弥各様御堅固可被成御座候て奉珍重候、就ハ其御地頭所御林山内、拙者共村方借地溜池之内、死人男老罷在候段山之上村之者見付、其段村方之者作場ニ罷在候者へ相知らせ候ニ付、右之段村方之者拙者共へ相届ケ申候ニ付、拙者共罷越見届ケ候处弥相違無御座候間、其旨御支配御役所へ御届ケ奉申上候間、此段御引合申進候、いつれ御立会御見届可被成候、右御届ケ申ニ御座候得共、夫より始末御相談可及候、右為御引合如此ニ御座候、早々以上

三月廿三日

下川邊村

村役人

中之番村

村役人中様

四二六 行倒人引取添書

○町内石神

石神区所藏

(解説) 年号不詳であるが、行倒人に関する添え書である。病人を在所に送るにさいし、村々での手当を願ったもので、このような場合、村の責任において国元へ送ることとなっていたのであろう。

添書

一病人 男老入

松平能登守様御領分

惠那郡漆洞村住人 勝 元

年六拾八才

右者当月五日、当村地内ニ行倒伏居候ニ付、村内之もの見附、此段村役人え届ケ来り候間、早速村役人欠(駆)附相改候処、全病氣足痛行倒候段申立候ニ付、早速医師相遣薬用為仕候処、氣分は追々宜敷候得共、何分足痛ニて歩行難相成、依之在所え送り出呉候様相歎候ニ

付、如末相尋候処、在所近ニ付往来手形等ハ所持不仕由ニ付、同人在所表え飛脚差立、村役人中え引合おひ申候処、右之もの身寄のもの老入、受取人として被差越候間、同人え引渡遣し候得共、何分困窮人ニ付無拠、宿村々之御憐愍を以、何卒在所元え引取り相成候様願出候間、何分宜敷御取斗方御頼申上候、猶暮ニおよひ候ハハ、一宿御頼申候、追時刻ニ相成候ハハ、一仮之御手当宜敷御頼申候、先ハ頼ニ付添書を以如此御座候以上

子九月十日

飛驒御郡代支配所

美濃国加茂郡石神村

庄屋 喜藏  
同断 源太郎

宿村々  
御役人中様

四二七 加茂明神落葉一札

○町内福島

福島区所蔵

(解説) 年号不詳であるが加茂明神に関するものである。村法で定められている落葉拾集禁止を破つたため、既に名古屋役所の取り調べを受けるのを、村役人の骨折りにより内済扱いとなつたのである。村法の厳しさがうかがえるが、他村の者と思われる。

一札之事

当七月私女房加茂明神之森にて、落葉拾ひ取申候処、源太夫見咎箒を取、其上惣庄屋九右衛門殿え被相届候ニ付、庄屋衆より当六月申渡、村法度之所不埒之段御吟味御座候ニ付、私相断申候は、私義其頃ハ他所え口過ニ罷越宿ニ居合不申、右御申渡之趣不存ニ付、前々之通ニ相心得不存知寄無調法仕候間、御用捨被下候様御断申上置候処、其後右之儀事六ヶ敷相成、御役所沙汰ニも罷成可申哉之旨承知仕、左様にては組所へも私

故役害懸り可申と迷惑ニ奉存候間、名古屋御役所様え組庄屋久右衛門殿相頼申上候処、細目え内済取扱之儀御申渡御座候由にて、九右衛門殿御召御尋被成候処、当六月申渡候連判方へ相定候得は、外ニ少も申分無御座旨、細目にて九右衛門殿被申候由御申聞候、私義不存知寄無調法仕候儀にて、致方も無御座候間、其分ニ御用捨被下候様ニ、細目より御挨拶被下候様ニ御頼申上候処、其通ニ御挨拶御座候由にて、此度之儀其分ニ御済被下忝奉存候、私義全村法等相背候心躰毛頭無御座候間、去六月被仰渡候村方一統連判帳ニも印形仕、猶又諸御法度村法共、末々ニ至迄急度相慎可申候、前方村方にて偽り候趣は、事六ヶ敷様ニ承知仕難儀至極ニ奉存候処、細目より御挨拶被下、九右衛門殿ニも御納得被成被下、私も安堵納得仕、此上毛頭申分無御座候、為後日一札如件

午十二月

御蔵入百姓

喜 八 印

兄

吉三郎 印

福島村

惣御役人中